

平成28年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 1 2 月 1 6 日（金曜日）

議 事 日 程（第5号）

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第1 | 議案第103号 | 第2次四万十町総合振興計画（基本構想・基本計画）の策定について |
| 第2 | 議案第104号 | 第2次四万十町中期財政計画の策定について |
| 第3 | 議案第122号 | 四万十町税条例等の一部を改正する条例について |
| 第4 | 議案第123号 | 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 第5 | 議案第105号 | 四万十町地域交流拠点施・設条例について |
| 第6 | 議案第106号 | 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第7 | 議案第107号 | 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第8 | 議案第108号 | 四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第9 | 議案第109号 | 四万十町ふるさと住宅条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第110号 | 平成28年度四万十町一般会計補正予算（第3号） |
| 第11 | 議案第111号 | 平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第12 | 議案第112号 | 平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 第13 | 議案第113号 | 平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 第14 | 議案第114号 | 平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 第15 | 議案第115号 | 平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第16 | 議案第116号 | 平成28年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第17 | 議案第117号 | 平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第18 | 議案第118号 | 平成28年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 |

1号)

第19 議案第119号 平成28年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

第20 議案第120号 平成28年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第21 議案第121号 平成28年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）

第22 陳情第28-22号 四万十高等学校の部活動振興に関する陳情書

第23 陳情第28-19号 四万十町森林組合本所事務所建設に係る要望書

第24 陳情第28-20号 四万十川流域産材の販路拡大及び地産外商への取り組みについて

第25 発委第6号 保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書

第26 発委第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

第27 議員派遣の件

第28 閉会中の継続審査・調査申し出について

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第28まで

~~~~~

出席議員（18名）

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
5番	岡峯久雄君	6番	下元真之君
7番	岩井優之介君	8番	水間淳一君
9番	吉村アツ子君	10番	味元和義君
11番	下元昇君	12番	堀本伸一君
13番	楨野章君	14番	武田秀義君
15番	中屋康君	16番	西原真衣君
17番	酒井祥成君	18番	橋本保君

~~~~~

欠席議員（0名）

~~~~~

説明のため出席した者

町長 中尾博憲君 副町長 森武士君

政 策 監	山 脇 光 章 君	会 計 管 理 者	左 脇 淳 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	危機管理課長	野 村 和 弘 君
企 画 課 長	敷 地 敬 介 君	農林水産課長	長谷部 卓 也 君
商工観光課長	下 藤 広 美 君	税 務 課 長	永 尾 一 雄 君
町民環境課長	植 村 有 三 君	建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君
健康福祉課長	山 本 康 雄 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	谷 脇 健 司 君	教 育 長	川 上 哲 男 君
教 育 次 長	熊 谷 敏 郎 君	学校教育課長	杉 野 雅 彦 君
生涯学習課長	辻 本 明 文 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君	代表監査委員	中 岡 全 君
総務課財政班長	大 元 学 君	政 策 監	田 辺 卓 君
<u>大正地域振興局</u>			
局長兼地域振興課長	山 脇 一 生 君	町民生活課長	佐々木 優 子 君
<u>十和地域振興局</u>			
局長兼地域振興課長	竹 本 英 治 君	町民生活課長	林 久 志 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	宮 地 正 人 君	次 長	酒 井 弘 恵 君
書 記	國 澤 みやこ 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開議

○議長（橋本保君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまより平成28年第4回四万十町議会定例会第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に、4番緒方正綱君から遅刻届がっております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第1、議案第103号第2次四万十町総合振興計画（基本構想・基本計画）の策定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 手が挙がりませんので、やらせていただきたいと思います。

一点だけ、総合振興計画案の29ページ、林業、水産業の振興のところの指標のところですが、現在の自伐林業者数の数値が平成26年度現在で15人と、これを平成33年に向けての目標値は30人というふうになっているわけですが、今は平成28年ですので、現在の自伐林業者数、どれぐらいなのか、増えているのか、それをもっとしても今出している総合振興計画案は30人のままなのか、ここら辺がどんなふうなイメージをされているのかなど。今回の陳情の中にも、森林組合のほうもこの自伐林業者を育成するというようなことで、何か陳情が来ていたように見えますけれども、そんなことも踏まえて当然、担当課は森林組合とも話し合いもしているんでしょうから、そこら辺も含めたこの目標の数値なのか、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 平成28年度現在の自伐の林業者数というのは、今、ちょっと手元には資料がないわけなんですけど、この目標値、今現在30人というふうに掲げておりますが、これはあくまでも最小の数値でございます。ですから、担当課としては本来はこの自伐林業の育成については当然、力を入れていきたいというふうに考えておりますので、理想を言えば、さらにこの目標値への上積みというものをしていきたいというふうに考えております。また、森林組合との当然、自伐林業の育成、現在研修も行っている

ところから、協議なんかも行っておりますが、また来年度以降の自伐林家の育成の実際の計画のニーズというものを、今年度末にまた改めて提出できるような協議を進めておりますので、あくまでもこの数字は必要最低限の目標数値というふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 6 番下元真之君。

○6 番（下元真之君） 担当課長から答弁をいただきましたが、視点は同じなのですが、昨日の高知新聞、県議会の一般質問の中で、自伐林業の支援についての質問に知事が自ら答弁されている記事がありました。その中で、自伐に進んでいくであろう小規模林業推進協議会の会員が、昨年の発足当初はたった45人だったものが、この1年間で、今年の11月現在で365人へともう、びっくりするような数で増大しているんだというようなことを知事が答えておりまして、ほかの自治体の中でも地域おこし協力隊として地域の中へ入ってきていただいて、その方に移住・定住という方向にも持っていつているという成功事例なんかも、これからは県外へもどんどん発信していきたいんだというような記事が載っておりました。

そういった視点でこういう総合計画の中へも、高知県の中で一番広い山林資源面積がある四万十町で、そういう山林資源を生かした移住・定住者を増やしていこうと、森林組合もそういう自伐林家を育てようという視点で様々な方向性を考えていらっしゃるということでしたら、総合振興計画の中へもそういうことをちゃんと盛り込んで、たったこの30人なんていう数じゃなくて、もうちょっとボリュームのある前向きな形が出てこないものかなというふうにと思いますが、意見を聞いて終わりたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） ただいま議員のほうから非常に具体的なお提案もいただいたところでございます。この振興計画におきましては、当然、どうしても表現的には総括的な表現というふうになっておりますので、今議員からご提案いただいたような具体的な施策、こちらについては今後、この下にぶら下がっていく実施計画、こちらのほうでまた細やかな対応のほうを検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

3 番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 私も何点か、ちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、一点目は前期、第1次の総合振興計画に比べて、数値目標、いわゆるKPIに相当するものということだと思うのですが、項目がちょっと今回の場合は全般的に少ないんじゃないかなという印象を持っておりますので、その点、何か要因があれば、まずお聞きしたいのと、それからもう一つは、せっかく2015年は農林業センサスもありましたし、国勢調査なり直近のデータが整備されちゅう中で、時期的な、時間的な制約も一定あるかと思いますがけれども、それぞれに掲げちゅうデータが、やっぱり古いデータが、センサスでいくと平成22年の、2010年のデータであったり、それからいろいろ飛んでおる。そういったところについてはもう少し、せっかく10年先を見据える数値ですので、直近の確かなデータに基づく必要があるんじゃないかなというふうに感じていますが、その点について。

そして、もう一点は具体的にですけれども、農業の26ページの特色ある農林水産業を生かすまちの中でも指標に掲げておる数値についてですけれども、先ほど下元議員もちょっと自伐林家の措置のことを言われましたけれども、農林業では新規就農者数で平成27年度、現況値が20人が、目標値、33年には100人という表現がされておりますけれども、これは恐らく累計の数字かなというように読み取らないかんのかなというように思うがですけれども、片方、雇用のところでは、32ページですか、起業・創業者数、それから新規雇用者数の現況は実質にその年度の数字であり、それが累計数字として33年の目標に掲げられておるというわけですが、ここの農業の部分のところの数字の読み取りはどういうことかというところです。

それから、やっぱり農業振興という視点で見たときに、もう一つ、ここの農産物販売額、経営体当たりの数字が平成22年度の数字、これもちょっと、もっと新しい数字で見えんのかなというところがあるわけですが、374万円という記載をされておりますが、たしか農業粗生産額は平成18年のところで73億1,000万円というようなことが出ていましたけれども、このデータがどこを基準にはじかれておるのかというところ、まずそこのお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） お答えしたいと思います。

最初の質問の数値目標、これが第1次の総合振興計画と比べて少ないんじゃないかというご指摘なんですけど、ちょっと担当課としましては、なるべくこの数値目標を多くしたいということで、基本的にはつくっております。ちょっとどこを見られて少ないと言われた

のか分からない部分もあるんですが、第1次と比べても少なくなっているというような自覚のほうはないところです。できるだけ数値目標は多くしたいという考え方で策定のほうはしてきたつもりでございます。

あと、データを直近のデータというのは当然のことと思います。なるべく直近のデータという考え方でつくってございましたが、出たときに、先ほど言われましたようにセンサス等、データがとれなかった部分はその時点での直近ということになっておりますので、この部分については、もしデータを変更できる部分は、できたら変えていきたいという考え方でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 26ページの指標の新規就農者数の目標年度100人というところでございますが、こちらは平成33年度までにやはり100人を確保するというものでございますので、考え方としては累計になろうかと思えます。

そして、農産物販売金額、平成22年度の金額が出ているということで、こちらは作成時にまだセンサスの数字をきちんと把握できていなかったということもありまして、直近という、今、敷地課長のほうからもお答えがありましたが、こちら、2015年の農林業センサスの数字に変更できると思えますので、そちらのほうにまた変更させていただきたいと思いますが、農林業センサスの数字をこちらに入れたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 数値目標が少ないんじゃないかなと感じたのは、まずこの第1次の農業の関係の63ページの中では、具体的な多様な担い手の育成というようなことで、かなりそれぞれの大事な位置付け、組織、新規就農者なりを設定して、それがやっぱり具体的な目標数値として出しておる、そのことから見たときに、今伺いました農業の関係の指標というのは、新規就農者の数は目標値を上げておりますけれども、それと認定農業者ですか、ここも上げておりますが、大事な集落営農のところであつたり、そこを法人化へ向けて、まして昨日は複合拠点施設ですか、施策ですか、そういった点も直近の課題として出てきたように思いますので、こういった点の指標というのも必要な指標で、大事な指標ではないかなというふうに感じたところですので、是非具体的な実施項目の中でそういったところの取組をお願いしたいというように思います。

それと、もう一つは先ほどの農産物の販売高、経営体当たりのところですけども、26ページですが、374万円というのは経営体数、農産物の販売高は経営体数で割った平均数字という捉え方になると思いますけれども、これを逆ではじいてみますと、66億1,000万円というのがこの平成22年の販売高の総数になるかなというふうに思うわけですし、私はここの指標についてはやはり、農産物販売高が200万円未満の方がセンサスで70%ぐらい存在するわけですので、そういった人を逆に言ったらもっと、5年後、10年後には300万円、あるいは一般的なところでいいますと、販売高でいいますとやっぱり500万円層を、現況よりもさらに伸ばしていくという積極的な数値目標というのは、全体的な総合振興計画の特色ある農業拡大、そこと連動した形で必要じゃないかなというように思うわけですが、その点、この数字との関連で課長の言葉をちょっと、答弁をいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） お答えをしたいと思います。

議員のご指摘のとおり、確かに農業の経営者、それから農業者の平均年齢は、非常に高齢化のほうも進んでおりまして、現在、担い手の集積とかいろいろ取組は行っているところでございます。ただ、やはり今後、特色ある、確かに農業に取り組んでいく場合においては当然、専業農家以外の兼業農家、今後こちらのほうの所得についても、農業所得についてもやっぱり底上げをしていく必要があるというふうに考えています。

また、こちら振興計画のほうでも小規模な経営面積でも所得の向上につながるような地域特性に合わせた地域多品目化のほうにも取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、できるだけ、より所得向上対策につながるような取組のほうに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 了解をしました。実施、具体計画の中で、やっぱり一つ一つきめの細かい対策を、今述べさせてもらった視点を大事にさせていただいて、是非反映をしていただきたいというように思いますし、ちょっとだけ、指摘ばかりじゃいけません。今、課長からもちっと触れていただきましたけれども、施策の二番目に、今までにない地域多品目化のことを取り上げて、やっぱり前期とは違った位置付けで地域全体の取組を示されておるということについては、自分もこれは我が意を得たりということで、期待をしてお

りますということを申し添えまして、私の質問は終わりです。ありがとうございました。

○議長（橋本保君） ほかに質疑ありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 何かいろいろあるんですけど、まず最初に、第2次四万十町総合振興計画におきまして、ページ数を振っていないですね。計画、町民、学生の意向アンケート結果の概要というところに「どのような環境が整えば帰ってきたいと思いますか」というのがあります。一番最初に71.6%、仕事や就職先の確保というのがあります。それで、雇用の問題と関わってくるんですけど、雇用の創出ですよ。それに対してどのような具体的な施策を持っているのかということとをちょっと聞きたいということと、それから続きまして次のページに、町民の意向アンケート結果の概要、これは何か重要度と、それから満足度によってプロットしているわけなんですけれども、一番重要度が低いところに、実はこれ、都市住民との交流機会の拡充というのがありますよね。これは交流人口の拡大ということがいつも商工業とか観光行政において言われていまして、この交流人口の拡大を、実は町民はあまり重要だと思っていないと。アンケート結果ですよ。それはやっぱり、経済波及効果が感じられないというところがあるからではないかと思うんですね。だから、今までやってきた交流人口の拡大、これは相変わらず総合振興計画の中にも明記されているので、それによってもたらされる経済波及効果というものを今後、どういうふうに評価していくのかということについて伺いたいということですね。

それと、今度は第2次四万十町総合振興計画（案）というのがありますね。その、まず49ページ、施策の中に、一番下に男女共同参画社会の実現というのがありました。たしか男女共同参画社会というものが言われるようになってからもう久しいと思うんですけど、相変わらず目標的に掲げられているだけで、あまり実践的というか具体的な施策を見たことがないんですけど、現況における男女共同参画社会の実現を目標とした施策についてお聞きしたいと思います。私がちょっと認知していないだけかもしれないので。

それから、続きまして51ページ、施策の中に図書館それから美術館機能の充実というのがあります。これは、一般質問の中で6番議員の下元真之議員が図書館について言われていました。それで、旧庁舎跡を利用して図書館についてということがあったので、それでここに1行目、図書館資料の収集及びレファランス機能の向上と書いてありますので、現況におけるレファランス機能というのがどういうふうに機能しているか、これをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、53ページ、施策の一番最後、四万十町データヘルス計画、この四万十町データヘルス計画なるものを知らないで、この計画の概要について伺いたいと思います。

続きまして、71ページです。施策の下から二番目、「町民参加機会の拡充、町政運営における政策底形成事業の実施及び評価等の各段階において、町民参画機会の拡充に努めます」。この前、評価に町民が参画しているような今の現況の実施体制について伺いたいと思います。現況を把握しなければ、拡充ということを認知できないんですね、近将来的に。現況ではどうなっているか、それをお伺いしたいと思います。

それから、最後に73ページ、これも施策の上から三番目、「民間活力の活用、指定管理者制度、アウトソーシング等の民間活力の活用を推進します」です。指定管理は非常に分かりやすいですね。道の駅とか。このアウトソーシングが現況においてどういう部門において実施されているか、これはもう現況確認をさせていただきたいと思います。

それから、その下、持続可能な財政基盤の確立、その2行目に「既存事業の見直しなどにより歳出の圧縮に努め」、ここの部分で終わります。そうすると、これは、既存事業の見直しは廃止も視野にあるのか。この一点をお伺いしたいと思います。

それから、下から二番目、職員の人材育成。「職員人材育成基本方針に基づき、活力を生み出す職場環境づくりや職員個々の能力に応じた研究体制の構築に取り組むとともに、人事評価制度の実施と活用を推進します」。非常に一番気になりましたのは、職員の個々の能力に応じたという部分です。職員の個々の能力に応じた研修体制を構築するためには、職員の個々の能力の把握が前段で必要だと思います。職員の個々の能力の把握を今、どのようになさっているのか、それについてお伺いしたい。

以上です。

○議長（橋本保君） 順次答弁願います。

企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） あまりに多くて、全てよう聞き取っていない部分もありますが、まず最初の交流人口の話、これはアンケート結果、この間の勉強会の際の資料の中での話と思われます。都市住民との交流機会の拡充、これが町民の方のアンケートでは一番望まれていないというか、その重要度が町民の方は必要にないというような考え方のアンケート結果です。ただ、今回の総合振興計画は町としての計画になりますので、町としてはこの施策も重要とは考えております。そういう部分、アンケート、住民の意向も当然反映させながら、町としての課題、そういう部分も考えながら、今回の計画の方向性は出

したものですので、アンケート結果が低いからやらないとかいう視点ではこの計画はつくっていないというところです。

あともう一点、企画課の関係で、計画案の71ページ、町民参画機会の拡充についてのご質問があったんですが、これまでの取組なんですが、これはまちづくり基本条例にも書いていますように、基本的にこの四万十町の自治の主役は町民であるという考え方で、できる限り町民参画を進めていこうという方針、これはもう第1次の時点から同じ方針でございます。

具体的に政策形成とか事業の実施評価の各段階において町民参画機会の拡充に努めますということで、今回の目標としては拡充を図っていこうという考え方でございますが、これまでの取組という質問やったと思います。これまでも、まずは一番大きいのが事業の実施とか評価、この部分について町民意見を取り入れたいということで、町がやってますいろいろな取組の行政の評価、これについて町民の方に参画していただいて、いろいろな意見をいただくという形で実際、これまでの評価のほうは行っているところです。ただ、これもなかなかうまくいっていない部分もありまして、今後はもっとこういう機会を増やしていきたいし、全ての町の施策に対する町民の意見をとれるような体制もつくっていききたいと考えてはいるところです。

あと、政策形成につきましては当然、今、意見公募も始めましたし、いろいろな機会で審議会等に一般公募という形で町民の方の参画、そういうものを今後も充実していきたいという考え方でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） 私のほうからは、73ページの件についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、民間活力の活用ということで、アウトソーシングの現況といったご質問がございましたけれども、現在につきましては、例えば学校給食の民間委託でありましたり、地域にあります集会所の運営管理について地域住民に委託をしておるといったようなことがありますけれども、今後におきましても様々な施設の管理でありますとかにつきまして、民間活力の活用ができるものについては総括的に様々検討していきたいということで、ここに施策として掲げておるところでございます。

それから、職員の人材育成、個々の能力に応じた研修体制の構築という点でございます

けれども、この4月から人事評価制度を実施しておりまして、業績評価、それと能力評価、2種類の評価を行っておるところでございますが、その能力評価などの実績も考慮いたしまして、職員の個々の能力を上げていくために研修に取り組んでいきたいということで、施策として挙げさせていただいておるということでございます。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） 既存事業の見直しというところで、廃止も含めてということの質問もございました。当然、様々な施策を考えていく上で、廃止も含めて見直しもしていきたいということで、書かせていただいております。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 私のほうからは、49ページ、施策目標、人権尊重の推進という中で、男女共同参画の実現、施策の部分でございますが、これにつきましては下段にあります四万十町男女共同参画基本計画によりまして、社会に向けての実現に向けての取組をしておるところでございますが、内容的にはそれぞれ家庭、地域、ここにありますように学校、職場と、いろいろな形で取り組む必要がありますので、今現在それらにおける啓発活動ということで、冊子でありますとか広報等を通じて行っていくというふうな形になっております。

続きまして、53ページの四万十町データヘルス計画ということでご質問をいただきましたが、これに関しましては現在、健康福祉課と連携をいたしまして、町民環境課でありますと特定健診の実施等行い、その内容を、それぞれの健診結果でありますとかいう形が出てきます。四万十町が現在どういう形、四万十町の方々がどういう状況にあるかというところをデータ化して、これからどういう施策を打っていくかというふうな形に役立てていくための計画というふうになっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 51ページのレファレンス機能ということについてお答えいたします。これは、図書館の利用者が図書資料や情報について問い合わせがあった場合に、利用者に対しまして資料とか、それから情報を提供していくという機能でございまして、今のところ、窓口とか電話とかで対応しております。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 二回目なんですけど、先ほどの質問でちょっと欠けていた部分があって、それは交流人口の拡大というのが町民の重要視の重要度が一番低いと。課長は、それは、だから町民アンケートの結果と町の考え方はまた別であり、町は相変わらず重要な施策として位置付けているというのが企画課長の答弁だったと思います。私は、けど自分でこれを関連付けて考えたときに、やはり経済波及効果が町民に感じられていないから、重要度が低いのではないかと。そうすると、町はそれを重要な施策と位置付けるのであれば、これによつての経済波及効果というものをこれから構築というか、そういう施策を展開せざるを得ないと思うんですね。だから、それについての考え方も含めてお伺いしたかった。その部分が回答の中になかったと思います。

それで、あまり非常に多くのことを言ってしまったので、自分でもそうなんですけど、続けて二回目の質問をさせていただきます。

それから、仕事の確保ですよ。これ、アンケート結果ですよ。仕事は確保されれば帰ってきたいという学生さんの要望、意見です、71%の。だから、これから雇用の創出についてどのように、要するに現況では不満足なわけですよ。雇用が満たされていないと。その要求が満たされていないと。それを、だからどのように、これから具体的な施策の中で、それは目標は目標です。理想は理想です。そのことについてもう少し具体的な施策の内容に触れたお答えをいただきましたかったということです。

それから、町民参画において評価、それから政策形成の過程での町民参加の現況についてお伺いした。そのときに、企画課長からうまくいっていないと、現況でないわけではない、しかしうまくいっていないという答えがあったので、そのうまくいっていない要因分析、これについてお伺いしたいということでもあります。全くないわけではないですね。確かにパブリックコメントもやっているの、全くないわけではないと思います。しかし、うまくいっていない。うまくいっていないのはどのような原因に基づいているのかの考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、総務課長からの回答のアウトソーシングに関して、集会所、施設、それからいわゆる指定管理ですよ。あと学校給食業務の委託、これは調理の派遣のことだと思います。今後とも、最終的な答弁内容に施設の管理等というのが出てきましたので、言葉が。施設の管理は一般的に指定管理です。ところが、この総合振興計画は、指定管理とアウトソーシングを別途明記しております。ですから、施設の管理にとどまらないアウトソーシングの現況が、実際ないということですね、お答えから判断するに。それを今後、ど

のように実現していくかということですよね。役所の方々が行っている事務作業にまで及んだアウトソーシングのことかなと私は思いましたので、施設の管理にとどまらない、それは指定管理です。指定管理、アウトソーシングと書かれているではないですか、自らが。その部分についての踏み込んだお答えをいただきたいと思います。

それから、能力に応じた人材評価に基づく研修制度の充実、拡充と書いておりますね。それで、人事評価制度については今年の4月から始まって、一応説明も受けました。それで、あくまでも個人目標、個々の職員が個人目標を設定するのではないですかね、業績と能力に関して。その達成率を2段階で判断していくというふうに私は受け取っているんですけども、それでは個々の職員の能力に関する客観的な評価というものはないのかということです。その部分について、さらにお伺いしたいと思います。

それから、レファランスサービスについて、図書館の生涯学習課の課長から回答がありましたけど、それはもう電話とか問い合わせ、図書の資料に関する問い合わせ、それはレファランスです。それはもうレファランスの定義みたいなもので、現実的にこの四万十町の図書館がどのようなレファランスサービスを行っているかをもうちょっと具体的に教えていただきたいかったということです。ちょっとそれは、どうしてそこまで言うかといいますと、書庫がありまして鍵がかかっております。その書庫の内容に書庫の目録がありませんでした。私がそのことを提案して今、目録は作成されました。つまり、図書の資料の目録はレファランスの基本、基盤、第一歩であると思います。そのような部分のことなんですね。拡充以前の話なんですね。それに関して、図書資料に対する問い合わせ、これをレファランスと呼びます。それは定義であります。現況においてどのようなレファランスサービスをやっているのかの具体性、具体性がないということはレファランスサービスが現況においては充実しているとは言い難いということになると思います。

それから、男女共同参画に関しまして、冊子の配布という答弁がありました。冊子の配布というのは、ただ文字で手渡しているだけですね。それ以上の啓発活動は具体的にはないのか、さらにもう一つ踏み込んでお答えいただきたいと思います。

それから、データヘルスに関しては大体分かりました。特定健診の結果などを全部データ化して、今後の健康増進計画とか、あるいは医療費の削減とか、生活習慣病の提言とかにつなげていこうという意向であられることは分かりました。

今、申し上げましたことについてのお答えをお願いいたします。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 私のほうからは、最初のほうの質問でございました交流人口の拡大というところで、経済波及効果があまり感じられていないというようなアンケートがあったという中で、都会の若者たちが帰ってくる職場といいですか、そういうところが少ないとかいうような質問であったかと思います。これについては、町として町内に選択する企業数がなかなか少ないというような問題とか、また帰ってきても安定した生活ができない賃金の問題とか、いろいろな労働環境にもよるのかなというふうには思っております。これまで町としてはコールセンターなり、また最近では次世代の園芸施設団地などで一定の雇用の確保という部分では進めておりますけれども、先ほど申しました点においては、なかなかそういった課題があるかと思います。今後は起業・創業というような取組もしていますので、帰ってきて起業・創業できるような職種といいですか、そういったことの発掘といいですか、促進には努めていかなければならないというふうなことも思っておりますし、また賃金とか労働環境につきましては、既存の町内の企業等の協議といえますかお話といいですか指導といいですか、そういったことにも努めていく必要があるかと思っております。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 交流人口の拡大、町民の方に認められていないという部分もあります。その結果がアンケート結果ということになりますが、町としましては、この一番大きな課題であります人口減少対策、少子高齢化によるこの人口減少、これをこれから何とかしなければいけないということで、昨年度に人口ビジョンのほうも策定したところです。まず町の活性化を目指すためにはこの人口減少を食い止める必要があります。そのためには交流人口を増やしていくという取組が重要と考えておりますので、今回の総合振興計画もそういう方向性でもって考えてつくってきたというところです。

それと、もう一点になりますが、町民参画、これも当然進めていかなければならないという、これはもう、基本的にはまちづくり基本条例の、基本的に一番重要視しているところであります。町民が主体でありますので、そのためのいろいろな取組を町としてはやっ  
ていかなければならないということで、これまでも取り組んできました。ただ、うまくいっていない原因というところのご質問やったと思うんですが、やはり一番大きいところ、私が思っているのは、住民の方の自分の自治意識、自分の町である、自分たちがこの町政をやっていくという意識の醸成、そういう部分をもっと力を入れてやらなければ、なかなかやはり住民の方、当然のこととは思われます。自分の生活がまず第一です。町行政まで

なかなか参画しながらという余裕もないという方も多くおられますので、そういう部分になるだけ皆さんに参加していただけるような仕組みを行政のほうが考えてやっていかなければ、この町民参画、言葉はいいんですが絵に描いた餅になるというふうに私のほうは考えているところで、この部分を今後、できるだけ充実していきたいという考え方で、今回の計画のほうがそういう方向性を目指しているというところです。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） 73ページの民間活力の活用というところですがけれども、アウトソーシングについてですがけれども、確かに施設管理というふうに私、申し上げましたけれども、施設管理につきましてはおっしゃるとおり指定管理者制度のほうが多いわけですがけれども、中には一部管理の委託というものもありまして、そういうことを申し上げたわけですがけれども、議員おっしゃられますように、各業務についても、この振興計画については総括的な施策について記入しておりますので、可能な業務がありましたらアウトソーシングについても検討していきたいということで、書かせていただいておりますのでございます。

それから、人事評価の客観性についてのご質問もあったと思いますけれども、人事評価につきましては自己評価、それから上司による1次評価、2次評価というふうに評価の段階が定められております。研修につきましては、自己評価によりまして自己に気付きを与えるということが一つの目標でございますので、そういった中から自ら弱点なりを見つけて出しまして、研修に生かしていくということも考えておりますけれども、客観的な評価という面では当然、1次評価、第2次評価といった形で評価をしていくということになってまいります。

以上です。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） レファレンス機能については先ほどお答えいたしました。が、この計画の中に図書館、美術館機能の充実ということの中で、図書館資料の収集及びレファレンス機能、この計画の中で今後、向上させていきたいということで、計画のほうへ入れさせてもらっています。

以上です。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 私のほうから49ページの男女共同参画社会の実現という

ことで、冊子以外にないのかというご質問でございましたが、一応これにつきましては、家庭、地域、そして学校、職場、それぞれの立場における必要性の周知、それから意識の高揚、そういう啓発事業の充実を図るということで施策目標としております。当然、パンフレット、冊子以外にも研修会の実施でありますとか、また案内、そういうものを個別事業の中で定めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 分かりました。

そうしたら、これが最後の質問なんですけど、まず商工観光課の下藤課長にお伺いしたいと思います。賃金に関して、地元企業とこれから協議、指導というふうにおっしゃいましたが、企業は余力がないので賃金を上げることができないのであると思います。そこに協議と指導によって賃金が上がるというのは非常に現実的な意見ではないと思います。それは非常に、可能性が極めて低いと思います。それに関するご意見を。

それからもう一つ、敷地企画課長、交流人口の促進は人口減対策であるというふうにおっしゃいました。交流人口の拡大を人口減対策の中で見ていくためには、必ず定住、定着が必要とされます。必須要件として。定住、定着のためには、雇用の確保が要ります。仕事がなく住むところがなければ定住できません。ですから、非常に論理構成が短絡的です。人口を減らさないために交流人口を拡大する。でも皆さん去って帰っていく。定住につながらないと人口は増えません。その間が抜かっていると思います。さらに追加答弁をお願いいたします。

それと、次、同じく企画課長の答弁の中に、町民の参加、つまり政策形成過程や事業の評価における町民の参加がうまくいっていない理由、これを自治意識の醸成が足りないとおっしゃった。町民は生活が第一だとおっしゃった。それはもちろんそのとおりだと思います。ところが、私が非常に不備を感じていますのは、平日の昼間に開かれる会合に出ていける町民は少ないということです。現役世代は少ないということです。参加したくてもできない人がいる。関心があってもということです。そのところが死角で、盲点がありませんでしょうか。

あと一つ、周知の仕方一つを見ても、パブリックコメントも全部ホームページで周知です。ケーブルテレビで、あるいは広報でこういうパブリックコメントを採りますと、詳しい内容は、広報は分量的に詳しい内容、パブコメを採りたい計画案は出せませんが、ホー

ムページにこれは掲載していますのでというふうな誘導をすることはできるはずです。つまり、町の知らせる態度にも随分な不備があると私は正直言っています。ですから、自治意識の醸成という前に、本当に町民が参加しやすい環境づくりができていないというのが私の考えですが、それについての踏み込んだ答弁をいただきたいと思います。

それと。

○議長（橋本保君） 16番議員、これは基本構想で基本計画です。実施計画についてのときに詳しくそういうお話もできますので、これは総括的に書いていますので、そういった部分での質問にしていきたい。

○16番（西原眞衣君） 議長、申し上げたいのは。

○議長（橋本保君） 議長はいいですので、そういう方向でやってください。それができない場合には発言を中止しますので。そういう形でやってください。

○16番（西原眞衣君） それでは、今までの発言が許可された理由が逆に分かりません。私は個別、現況の確認。

○議長（橋本保君） だから、ここで詳しくどんどん入っていくから注意をしたのですよ。

○16番（西原眞衣君） ですから、3回の制限があるんじゃないんですか。申し上げた。

○議長（橋本保君） だから、そういう発言の仕方をするということは質疑の内容を超えていますので、そういうことじゃなくて、もっと総合的にこれは書かれていますので、実施計画についてはさらに詳しく出てきます。そういうところでそういう質問はきっちりできますので。

○16番（西原眞衣君） 総合振興計画。

○議長（橋本保君） それができますか、できませんか。そういう質問の仕方が。できないとなれば、もうこれで中止をします。

○16番（西原眞衣君） できるかできないか。

○議長（橋本保君） できないということでしたら、もう西原眞衣議員の質問は中止をします。

○16番（西原眞衣君） できないと言っておりません。できるか。

○議長（橋本保君） 中止をします。

今までの質問の中で、答えられる範囲の中で答えていただきたいと思います。

企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） これは計画の71ページ、町民参画機会の拡充のご質問ですが、先ほども申しましたが、当然、西原議員の言われるとおり、なかなか町のほうが住民参画機会の拡充、これまでの取組、やってきてはおるんですが不十分ということで今回、あえて挙げている施策でございます。ですから、町政運営における政策形成や事業の実施及び評価等の各段階において町民参画機会の拡充に町が努めますという、これは町の方針になりますので、今まで完璧でしたということではありません。なかなか町民参画が得られない、それは町民の方の事情もありましょうし、町としての、先ほど言われたように情報提供の不足があるという、そこは分かります。ですから、これをできるだけ進めていきたいという方針を今回、示させていただいたということです。

続きまして、人口減少対策、定住が抜かっていると言われましたが、これは交流人口の拡大を図っていききたいという、これが少子高齢化を防ぐ一つの方法という説明を私はさせていただきました。当然、定住につながるものが最終的なところになります。ただ、いきなり定住してください、移住してくださいと言っても、まず交流から始めなければいけないという考え方です。交流から始めて、最終目標は移住、定住につながる、そういう施策をやっていききたいという方向性でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 先ほど賃金の件につきまして、私のほうが企業のほうに協議、指導するというところで、これは現実的ではないというようなご質問でした。言葉の中で協議、指導とか言いましたけれども、言い過ぎて言った部分もありますけれども、今回の振興計画ではこれまで、若者雇用などの雇用事業をやっております。そういったもののさらなる継続とかいうことも考えていますので、そういった点で雇用対策を進めていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 65ページの政策目標、快適な暮らしができるまちということで基盤整備の推進というところでご質問ですけれども、ケーブルテレビの加入率にうんぬん、86%とあります。私、ケーブルテレビは大変大きな役割を町内で果たしておると思います。特に広大な面積のある中で、文化交流とか、それからインターネットなんかの使用を通じていろいろな貢献をしているところ、目撃をしておりますけれども、この加入率と

というのは全世帯を分母にして加入した世帯でしょうか。それとも実際入っている、いろいろな事業所も含めてやというふうに私は推定しますが、実際は低いんじゃないかと思っております。ですから、私が言いたいのは、もう少し加入率を高めていくという努力は必要じゃないかと思っておりますけれども、その実態の数字を教えてくださいということと、それから36ページの交流の促進で、どこで質問したらいいかわかりませんが、14番議員の一般質問にもありましたけれども、35年に高速道路が文字どおり中村のほうへ抜けていくわけで、それに対する項目を設けた対策が必要じゃないかと。それが欠落しちゃうんじゃないかという視点での質問です。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 65ページにあります指標の中に、ケーブルテレビ加入率ということで現況値86%、目標値として平成33年には92%という目標を掲げております。この%なんですけど、これは世帯数のほうで出しております。世帯数の加入率ということです。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 36、37ページ、交流の促進という施策目標を掲げております。その中で、ご質問では窪川から四万十市に向けた高速道の対策ということが抜けているというところがございます。高速道が抜けましたら、こちら町内に入ってくる交流人口が少なくなるというような懸念はされますけれども、反対に四万十市から入ってくるといようなことも考えられます。そういったことも含めて、施策の中で観光拠点の機能強化であるとか観光資源の活用計画をつくろうかという施策がございますので、そういった中で高速道の対策についても進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 私は一点だけお伺いしたいというふうに思います。

6ページの産業別就業者数の中で「零細な農林複合経営が中心です」というところで、その前には農家は1,935世帯となっておりますが、林家の場合は載っておりません。ですから、これは職業別にはなっていないようではございますけれども、林家が大体どのくらいあって農家がどのくらいあるという説明なら分かりますけれども、これが載っていないと。

それからもう一つは、ここの28ページの中には、農業の場合には認定農業者数というのがちゃんとありまして、225人を指すというように書き方をしておりますが、林業の場

合には認定林業者はいないのかどうか、そのあたりを含めてご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 6ページの今の林家が載っていないというようなご質問でございますが、これにつきましては序論の資料という形で、現在の四万十町の状況を少しでも出そうという考え方で、いろいろな統計から引っ張ってきた表でありまして、その中にちょっと林家の数がなかったのここへ入っていないということで、またこの部分につきましては今後、分かりやすいようにできるだけ資料としては充実できれば、そっちのほうで変更していきたい、加えたいという考え方はありますので、ご了解のほうをお願いしたいと思います。

同じように、もう一つの質問につきましても、ここの部分につきましてはできるだけ分かりやすい資料にはしたいという思いはありますので、またそういうご指摘のほう、後でいただければと思います。

○議長（橋本保君） 17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） そういうふうには是非お願いをしたいと。たしか認定林業者というのもあると思います。それで認定された方もおるとしますので、そういうのをしっかり、やっぱり把握して、この中に記載をしていくと。

そしてもう一つは、やはり交付税にも影響が出てくるのではないかと思います。例えば複合経営、零細な複合経営の場合には職業別にはどういうふうに記載をしていくのかなというふうな感じもありますけれども、農業センサスの中で多分、そのあたりが農林業で記載をしているのか、林業あるいは農業で記載をしているのか、そのあたりのところがやはりこれから必要ではないかなというふうにと思いますが、答弁があればお願いをしたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 零細な農林複合経営が中心ですという表現でございますが、こちらのほうについては当然、林業の経営のほうも含めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） それではお伺いをしますけれども、まず先だっの勉強会でいただ

いた総合振興計画の資料の中で、町民のアンケート、町民の意向ということでこれをグラフで示していただきました。この中で、やはり第2次の総合振興計画の中に、どうしてもやっぱり最優先で取り組むべきことが町民のほうからも示されております。これが地域医療の充実、地域の雇用、産業の担い手育成、それから四万十川河川環境の保全と、こういうことが、町民ニーズが高いけれどもまだまだ十分に行政として施策をしたとは見えないというようなアンケート調査かなと思いますので、是非ともそういった町民の多くの皆様方から見た目でも、こういったところにもっともっと充実した施策をやるべきだというアンケートだと思いますので、具体的にしっかりとこういったことを、もっと町民の方々に分かるように実施計画では入れていただきたいと思います。

その中で、先ほども議論がありましたように、町民の一番の、あまり関心のないところが、これを見ますと都市住民等との交流機会の拡充という点が非常に、町民サイドから見ればあまり関心がない部分ではありますけれども、やはり町民というのは自分たちが日々生活している中での環境、例えば仕事の問題、医療の問題、そういったところがやはり気になるので、施策をもっと充実してほしいという意向になるのは当然のことですので、やはりそれに沿った施策はやってもらいたいと思いますけれども、一方、高知県が全国に先駆けて、人口減少社会の中で移住促進をしております。先ほど企画課長のほうからも町としての意向は示されましたけれども、やはりこれが36ページ、37ページに載っております。そこで一点、この交流の拡大ということで、37ページの上段に施策として町の魅力のPRの推進がここに書かれておりますので、このことについてお伺いをします。

この中に、いわゆるシティプロモーションに取り組み、地域の魅力を積極的に情報発信することにより、交流人口の拡大、移住の促進を目指すとありますけれども、これまでシティプロモーションというのをやってこなかったのか、私自身は、これまでの町取組の中でこういったプロモーションと言えるのは、東京墨田区の公園に行つての、こちらのいわゆる産品を持って行つての東京での物産販売ですかね、PR。そこでは観光協会がプロジェクターなどをもち込んで、四万十町のこういう町です、こういった産業に取り組んでいます、こういった地域ですという紹介をやっていたのが唯一、プロモーション的なこれまでの取組であったかなというふうには感じておりますけれども、今後、ここに書かれておりますこの第2次総合振興計画の中でのこういったシティプロモーションの取組、具体的にこれからは実施計画で出されると思いますけれども、私は非常に重要な施策であると思いますので、こういったところにも今までに使っていない予算、やっぱり配分してPRをす

べきではないかなと思いますけれども、まず、このシティプロモーションについての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 今ご質問のシティプロモーションですが、先ほど議員も言われましたように四万十町、これまでもいろいろな物産展を開いたり、それぞれ議員が言われた、隅田川でも、合併して平成19年からたしか平成26年ごろまで物産展とか町のPRもやってきました。ただ、今回こういう方向で出したのは、まずは今、商工観光課のほうでも観光振興ということで、観光客の誘致に取り組んでおりますが、やはり考えたときに、町、観光に来るといっても町を知らなければ当然、観光に来ませんし、例えば物産を販売するといっても、その町を知らなければどこの町の物産、どんなものやというぐらいで、どうしても行かないということで、町としてやっぱり町をまず売ることが、移住にしてもそうですが、一番重要なことじゃないかということで今回、一番この交流の促進の施策の中で、まず町の魅力をPRしていこうという考え方をまとめたところです。それに基づきまして、同じように観光の振興でありますとか交流人口の拡大、都市住民との交流、そして最後は移住の促進と、こういう形で一番最初にまず町の魅力をPRしていこうという考え方で、今回の総合振興計画をまとめさせていただきました。

ちなみに、実は今年度の町の知名度ランキングという、町の通知簿と言われておりますが、それで見まして、実は四万十町、四国ナンバー1になっていまして、しかも順位がたしか33位やったと思います。6位、7位か。30位台です。ほか、次の、四国内でいえば高知市やったと思いますが、全国で見ても四万十町、実際すごい名が売れているなという結果になっています。これはいろいろな、例えば町を知っているかとか、その町の産品を知っているかという5項目か6項目のアンケートを全国民の方にして、実際の知名度を点数でやって、トータルの順位です。それを見れば、すごい町の知名度は上がってきております。これをうまく利用して、観光振興にしても交流を図っていききたいということで今回、こういうような施策をちょっと力を入れて、体制も今、実は企画課と商工観光課のほうでそれぞれPRをやっているようなところもありますので、そういう部分も見直しを図っていこうということで、この交流の促進という施策目標を立てて取り組んでいこうということです。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 二回目の質問で、自治体ランキングを自分のほうから言おうかなと

書いていましたけれども、先に課長のほうから答弁があったので、ちょっとはぐらかされましたけれども、今言ったように非常に四国でもトップ、全国2,000自治体の中でも36番か7番だったと思うんですけれども、もう日本のトップランキングになっております。ただ、やはりこの自治体ランキングというのは、これだけ上がったということがふるさと納税なんかにもすごい影響があるんじゃないかなと私は思って、この実施計画の中にそういった、もう少し実施計画、ほぼでき上がっていると思うんですけれども、具体的に今言ったプロモーション、シティプロモーションのあれをどういった形でやっていくのか、どういった方々をターゲットにして売り込んでいくのか、ただもう、例えばホームページに動画でPRを流すのか、そうでなくてもっとそういったふるさと納税の関係者の方々とか、いろいろな方法はあると思うんですけれども、ターゲットをある一定絞り込んでのそういったシティプロモーションなのか、そのあたりの実施計画について、もし決まっておればお示ししたいと思います。

○議長（橋本保君） 実施計画については今からのことですので、ここでは答弁は控えるべきじゃないかなというふうに思いますが、基本的にはこういったことも含めて取り入れていくということに課長、なるがですね。そういった中身で、実施計画の中まではできないかなというふうに思いますので、その辺を含めて答弁があればいただきたいし、答弁も質疑も簡潔にしていいただきたいというふうに思います。

企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 言われるように、具体的なところはまだはっきり言えないんですが、基本は、一つは地産外商という部分と、あとはまちのPRですので、ちょっとこれから考えさせていただきたいと思います。また来年度の当初予算とか補正予算あたりで具体的な内容のほうはお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） もうちょっと聞きたかったところを議長に止められましたので、また具体的には出てきたときにお伺いいたしますけれども、もう一点、最後の質問ですけれども、やはり町民の中の学生の意向アンケート、この中で先ほど質疑ありましたけれども、さっき3番古谷議員が最後のほうで、農業関係のほうで示されたことに関連しますけれども、やはり大事なことは産業振興、産業のいわゆる継続、所得の向上を含めてやはり第1次産業にどうしてもシフトを置かざるを得ません。そういった中で、帰ってくる気持ちは65.1%の学生の方が、気持ちはある、少しある含めると65.1%という、ここにアンケート

結果が載っておりますので、その中で先ほど質疑があったように、仕事、就職先の確保が71.6%、やっぱりここが課題なんですよね。これはもう執行部の方々もお分かりだと思うんですけども、先ほど古谷議員が言ったように、やっぱり第1次産業、特に農業関係での具体的なあれをこういうところでしっかりと示していただいて、四万十町に帰ってきたら将来食っていけますよといったような次の実施計画にすべきではないかなと思いますので、これ以上はもう突っ込みませんので、実施計画の中で本当にこういった農業に就職すれば食っていけるというような自信を持ったような答弁を実施計画の中では求めたいと思います。また当然、ほかの議員からもこういった観点から質問が出るとと思いますので、そのときにまたしっかりとした答弁を願いたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 簡単にお伺いしてみたいというふうに思います。

まず、第2次の四万十町の振興計画策定についてということであります。私も第1次の振興計画の前期・後期あたりと目を通しながら、今回も簡単でありますけれども振興計画の中身について目を配ってきました。なかなか難しいです。ですから、この振興計画というのは高額な予算を費やして四万十町がどういう事業を行いながら町民の福祉を図っていくかという一つの基本を策定するものであると。ですから、それぞれ議員の立場からいろいろな思いはあるわけですが、そうしたことが分かりやすく町民の皆さんにも、お金を使って四万十町が町民のために福祉を向上させていくため、四万十町がまた生き残っていくためにどうあるかということの一つの指針を定めた策定であるという受け止め方でいいのではないかなというふうに思っています。

そこで課長、第1次の計画等々と今回と、一定比較をしながら見てきたわけですが、なかなか簡単には分からないということがありますので、そう変わった状況のものはないという受け止め方を私はしておりますが、今回策定において教えていただきたいのは、1次の計画と今回の2次の計画で、本町の状況の中こう変化をしておるということの区分があれば、その区分を教えていただきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） そうしたら、簡単になるんですがお答えしたいと思います。

時代の変化というところで大きく、この11ページからになります。社会潮流とまちづく

りの課題ということで、ある程度記載もさせていただいております。まず一番大きいのは人口減少、少子高齢化が進んできたというところです。それと、国のほうが地方創生ということで、国を挙げての人口減少対策に取り組んでいるという社会状況の変化です。あと、大きいのは南海トラフ大地震に言われるような安全・安心に対する課題が出てきたというところ、あとはまた高度情報化という電算化がどんどん進んできているという部分が、第1次をつくったときと一番、時代的に変わってきた部分ではないかとは今考えて、今回の振興計画のほうを考えた部分でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 分かりました。私も大体、町の変革といいますか、町が変わっていく状況の中は、まずは人口の減少と、それに伴っての今回のまた振興計画が策定された中身であるというふうに判断をしてきたわけですが、そういった状況の中で一点お伺いをしてみたいというふうに思うわけですが、48ページになります。施策目標、人権尊重の推進ということの中で方針が定められ、一番下段に指標が出されておりますよね。この中で私は、ソフト面であるわけですが、非常に人権の尊重ということは大事な事業だろうというふうに思っていますが、この中で、状況値が平成27年度で人権教育研究協議会の会員数という状況の中で548人という数字は、本町にとって適正な数字になるのかなという思いで見ますと、極めて低いというふうに判断をして、これまでも来ました。目標値が33年で600人ということでもありますけれども、これは非常に数値が低いというふうに思いますね。ですから、その件について548人が目指すべき600人になるには、いろいろな思いがあると思うがですよ。それからいろいろな現象があると思うのですが、職員数を判断しましても、300何十人という行政職員の数値もあるわけで、これまでの会合等々、重要な発表会等々にも私も参加をさせていただくけれども、ほとんど行政の職員という状況ですよ。ですから、そのあたりを捉えたときに、この振興計画がその問題を踏まえただけで、どのようにその裏付けがそういった数値であって、目標が600人なのかということだけは、具体的に執行部のほうが捉えておれば、今後に生かすためにその裏付けはどう解釈しているのか、その点だけお聞きしたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 確かに人権教育研究協議会の会員数というのは本当に、学校の関係者とか、それから行政の関係者とかいう方々で大体会員が、結構それで多いで

す。この目標としては、一般の方は少ないので、そういう方にも会員になってもらうという形で進めていきたいということで、600人はあくまでも目標なので、それ以上に増やしていきたいというふうな考えは持っています。

○議長（橋本保君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） あくまでも目標値でありますので、まだそういった数値になろうかなというふうに思うわけですが、人口が18,000人の四万十町が、この人権の問題の重要な一つの教育の課題が、この数値は私は極めて少ないというふうに思うがです。それはほかの自治体と比較をしながらも、どういうことであるのか、あるいは人権の教育は本町にとってそれほどの課題でない、必要にない状況の中にあるのかということ来判断しなければなりませんよね。ですから、そういった面から見ると、私は極めて重要な課題であろうというふうに思います。それに対するこの数値が低いかなということは気になる点ですので、今後どうしなさいということは申し上げませんが、そこを踏まえた形で基本計画、実施計画には位置付けをしていく必要があるんじゃないかなと思いますので、意見として述べて終わります。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 私のほうからは一点だけ質問させていただきたいと思います。

42ページの教育環境の充実というところですが、内容を読ませていただくと、学校教育の教育の充実とか、そういったところは文言としてあるのですが内容の中に部活動というところがどうも、どこを見てもないように思うんですが、人材育成とか、写真の中ではサッカー教室とか、写真ではあるのですが、部活動に関して文言が組み込まれていないというのがちょっと気になったので、学校教育の中で部活動というのがあまり重要視されていないのかなというような気もしますので、その点について少しお答えいただきたいと思いますが。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 部活動のことですけれども、43ページの豊かな心と健やかな体づくりというところに、文言はございませんけれどもここを含めて、体力の実態調査とか健やかな身体づくりと体力の向上に努めますという分の中にそういうものも含めております。

以上です。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 大体どこかの文言の中に含まれておるのかなとは思いましたが、やはりこれから2高校の存続とか、いろいろな課題があつて取組が重要視されていく中で、スポーツの振興という部分はやっぱりちょっと明記しておいたほうが、振興計画ですので実施計画の中にそういう、細かく盛り込まれるのは当然だと思ふんですが、実施計画ですので、やはりみんなが見て、誰が見ても分かりやすいように、こういうことに取り組んだなというようなブースの作成のほうがいいんじゃないかと思うので、ちょっと気になったので言わせていただきました。もしそういうことができるようであれば、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかというような意見であります。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第103号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） これより議案第103号第2次四万十町総合振興計画（基本構想・基本計画）の策定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第103号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

ここで11時5分まで休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第2、議案第104号第2次四万十町中期財政計画の策定につい

てを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第104号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第104号第2次四万十町中期財政計画の策定についてを採決します。

議案第104号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第3、議案第122号四万十町税条例等の一部を改正する条例について、日程第4、議案第123号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、以上、議案第122号及び議案第123号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第122号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第122号四万十町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第122号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

これより議案第123号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第123号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第123号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第5、議案第105号四万十町地域交流拠点施設条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 一点質問をさせてもらいたいと思います。

今回、この地域交流拠点ということで条例化されると。要は大正地域、公民館がなくなって、そこのあたりに設置される施設が交流センターということで条例を整備しようということですが、今回、旧単位でいくと窪川、大正、十和、全て交流施設というところができ上がって利用できるようになりました。今回、各センターの利用料といったところの条

例化、しっかりしたものが整備されておるわけですが、一点だけ、この料金設定ですよ。要するに、各それぞれ窪川、十和、それから大正、「たのの」を見ますと、それぞれに違います。多目的大ホールやらについては大きさのこともあろうかとは思いますが、第1会議室やら第2会議室といったところの小会議室について、スペース等々のところでもやはり、かなりの料金設定の差があります。というのは、やはり同じ町内であってどこの施設を利用しても同じような設定で利用に供すべきだとは思いますが、この料金設定がなぜこうなるのか、一応の理由付けと、やはり規模としては一定、一律の料金設定が今から先々の条例制定としてはベターではないかなというところを兼ね添えて話をしてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） お答えしたいと思います。

確かに料金については三つの施設がそれぞれ違っております。これは今までは窪川の交流センター、それから十和のコミュニティセンター、それぞれ別の条例で制定をされておりました。今回、大正地域に交流センターを設置するということで、内容的には全く同じ内容の条例になりますので、条例を一本化するということで、料金表についてはそれぞれの窪川、十和につきましては今までに設置されて、それで町民に利用していただいております料金をそのままとさせていただきました。大正につきましては、地域性というものも考えた上で、きらら大正の料金が既に設定されております。田野々の街も非常に南北に距離もありますし、町民の利便性としましてはきららを活用もしながら、また北部の方は、北部といいますか北のほうはこの交流センターを使うと、そういったところで田野々の街の特に交流施設であるといった観点から、これについては面積も勘案した結果、きらら大正の部屋見合いの料金と同等ということで検討した結果で制定をしようとしています。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 設定理由は大体、今お示しをいただいたんですが、いずれにしても四万十町内全域で各団体等々が今から使うということになります。私も以前、現職とかこの議会に出る前のときに、場面によって各施設を使いました。やはりそのときから疑問で、十和で使うと、窪川で使うと高いとかいったようなことがありますので、やはり今回も第1会議室だけで見ますと窪川が1,000円、それから十和が1,430円、今回田野々がで

き上がって1,240円と、もうばらばらになっています。やはりそういったところ、光熱費等々の絡みなのか施設の大きさなのか、いろいろそういう料金設定、そんなところで変わるものなのかなという感じがいたしますし、やはりこれはスタンスとして今から考えるべき、一つの考え方を整理すべきじゃないかと思うんですが、このあたり、今、地域振興局長からお話をいただいたんですが、総務課長あたり、このあたりの所管としてはどんなお考えなのか、もう一点だけ伺いして終わりたいと思います。

○議長（橋本保君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） 先ほど交流センター窪川、第1会議室1,000円ということでございますが、ここの面積、25.6㎡と非常に狭いというところでの1,000円でございます。検討させていただいたときには、窪川でいいですと町民活動支援室、これが64.8㎡でございます。交流センター「たのの」につきましては、面積が56㎡でございます。64.8の1,500円に対して、56㎡、第1会議室1,240円と、面積だけで妥当ということでもないわけですが、きららとの比較も考えて妥当ではないかというふうに判断したところ です。

それから、十和につきましては、十和の第1会議室が69.99、約70㎡です。70㎡で1,430円、窪川に比べますと十和が広いけれども若干安いということにはなっておりますが、ここらあたりとも比較した結果で、大正の1,240円、56㎡で1,240円というのは、きららとの整合も図った上で町民の利便性に大きな支障を与える数字ではないのかなということで、制定をさせていただこうとしております。

ただ、議員がおっしゃるように、四万十町民として窪川で使おうが大正で使おうが十和で使おうが、施設を使うということであれば、例えばその施設の機能が同じであれば同じ料金というような考え方というのは、今後においては当然のことであろうと思います。この交流センターの料金だけでなく、ほかの施設といったようなところでも、こういった整合性を図っていく必要というのは今後においてあると思います。そういった料金がいろいろ旧町村のままだに生きておるといところも多分でございますので、そういったところも含めて、全町的にこういった見直しをしていく必要は今後あるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

7 番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 四万十町地域交流センター窪川、この下の2階だと思いますけれど、位置が四万十町琴平町554の23とありまして、ここは榊山町ですよね。554の23をゼンリン社のあれで今朝、検索したんですけど、どうしても出てきませんが、どのように理解したらよろしいでしょうか。

○議長（橋本保君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） この位置の規定につきましては、住居表示が窪川、導入されております。ただ、この庁舎の位置の設置条例等につきましても、登記簿地番での表記ということで既に設定もされておりますので、これにつきましては登記簿上の554番23ということで、大正も十和も統一させていただいて載せさせていただいております。

検索して出てこなかったというのは、何の分で出てこなかったんでしょうか。

○7番（岩井優之介君） もういい。今度引っ張って。

○議長（橋本保君） よろしいですか。

○7番（岩井優之介君） はい、よろしいです。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第105号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第105号四万十町地域交流拠点施設条例についてを採決します。

議案第105号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第6、議案第106号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） この条例改正案だけでは、区長報酬というのが結局、増額なのか減額なのか、非常に分からないので、改正の際の出務報酬というふうに書かれていますけど、例えば区長連絡会の会長で年間何回ぐらいの出務があるのか、それから委員の方で年間何回ぐらいの出務があるのかを聞きたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 年間で言いますと、大体4回から6回ぐらいです。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 今の106号について少しお伺いしたいと思います。

この改正理由は提案理由のときに説明を受けたとは思いますが、もう少し詳しく、どうして改正をしなければならないかという理由をお願いします。そして、改正前後で金額がどうなるのか、出務日数は今聞きましたが、金額的に平成27年度の平均をとった場合に、27年度の平均と次の改正後はどのような金額の変化があるのか、変更があるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） この議案説明資料のほうへ、新旧対照表のほうを付けさせてもらっております。右側が改正前でございます。現在、区長連絡会会長は年額8万円となっております。あと、区長連絡会委員につきましては年額5万円という、これは決められた額、年間幾らという額となっております。これを、今回の改正におきましては年額報酬を会長、委員とも3万円ずつ減額しまして5万円と2万円にしようという案でございます。これは区長連絡会とも協議して、実際、区長連絡会の業務というのは会議のほうが主になっておりますので、会議につきましてはどうしても出られない方もおるというところもあります。ですから、会議がある場合の出務報酬を加える代わりに、年額の固定分を当然減らすべきじゃないかという意見で、区長連絡会のほうでこの額が適当じゃないかという意見をいただいて、今回の改正に至ったというような状況になっております。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 合意内容というのは、区長連絡協議会と役場との関係で、両方が合意をしたと、お互いに納得しあっているということですかね。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） はい、そのとおりです。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 関連ということになるんですが、今回、この区長連絡会の報酬、特別職の報酬等改正ということでありますので、一応、額面的には分かりました。

それで、要するに今回の改正する要旨として事前に資料としていただいているものの中に、ちょっと真ん中あたりを読み上げてみますと、今回、要するに窪川地域では区長会の代表を、今までは、従前1名を2名にしますと。また町行政において住民代表による自治会活動の推進、活性化を図る組織として位置付けをするということであります。要するに、ここで区長会というものが、何か位置付けが、今までの従前の区長連絡会と違って、位置付けをしたいんだというところを表明されておるわけですが、当然、地域審議会、今年3月に終わりました。自治区構想も従前からの話で町長も一応、凍結という形で来ておりますので、この区長連絡会というものの考え方が、ここに書いてありますように、住民代表による新たな推進、活性化を図る組織として位置付けをするというところの、位置付けのあたりの文言のとり方というところを、ちょっと詳しく説明いただきたいというのと、もう一点、今回金額的には8万円から年額報酬を5万円にすると。あと出務が1日について5,000円ということであります。当然、これ、特別報酬等の審議会を経ているということでありますので、審議会のメンバーからの話、そのあたりがこの金額でベターであるというようなところ、十分聞いての上だと思うんです。そのあたり、審議会の内訳の話をちょっとお伺いできればと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） この議案説明資料のほうへ書いております。まず、窪川地域の区長会代表については1名としていましたが、2名に変更したという点でございます。これはその前段へも書かせてもらっておりますが、平成27年度に区長連絡会につきましては、合併後10年を経過するということで、組織についても、また報酬についても、合併時いろいろ協議した経過があったことから、これでよかったのかという、1年間掛けて検討を行ったところなんです。その中で、変更する点につきまして、現在区長会、平成27年度までなんですが、区長連絡会というのは各地区にあります区長会の代表ということで、大正地

域区長会と十和地域区長会につきましては各3名ずつが代表ということで、この区長連絡会へ入っております。あと窪川地域は1名だけということでしたので、どうしても窪川地域1名ですと、なかなか会長が来られないこともあるということで、窪川地域を2名にして、窪川地域で7地区に分かれているんですが、その7地区を、代表2名ずつをこの連絡会のメンバーにしようということで、平成28年1月1日からは20名体制になっております。

今年やってきたところなんですが、先ほど議員も言われましたように、地域審議会が平成28年3月末でなくなったということで、町としても区長連絡会が各地域の代表の方で組織された、現在任意の組織でございます。そういう点もありまして、町として住民代表の意見を聞く組織として、来年からはこの区長連絡会という組織を町の組織として、区長設置規則という規則があるんですが、そちらのほうへ位置付けまして、現在は任意の組織であります区長連絡会という組織があるんですが、それと併せて同じメンバーを町が委嘱する町民代表の、町長が意見を求めるような区長連絡会という組織として、もう一段階、二役になるんですが、そういう形でやっていこうという説明になります。

以上、ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、以上です。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） 特別職報酬等審議会の件でございますけれども、この審議会につきましては、議会の議員の議員報酬及び町長等の特別職の給料を改正する場合について意見を聞くということになっておりますので、今回の場合は必要なかったということでございます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 特別報酬等の審議会、私もちょっと取り違えて、それは申し訳なかったんですが、じゃ、その審議会を経なくてもよかったということで解釈してよろしいんですね。

それから、もう一点、これは重要なこと、大事なことなんですが、今、敷地課長がおっしゃったとおり、今後、区長連絡会というのが任意からいわゆる行政の一つの役どころに設定をしていくということでありますので、これはもうはっきり地域審議会に代わる組織ということで位置付けをされるか、そのあたりのところをもう一度確認と。新たな提案が今度あると思いますが、今の段階でお話を聞いておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 地域審議会は合併時の旧町村の住民の意見を聞くという目的の組織でしたので、旧町村別に設置しなければならないという規定があります。ですから、地域審議会に代わるのかといえば、ちょっと違う部分もあるんですが、町としては住民代表の、住民の意見を聞く組織として、四万十町全体で各地区の代表の方を入れた組織として一つつくりたいという考え方です。

○議長（橋本保君） よろしいですか。

○15番（中屋康君） はい。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） この改正といいますか、町行政において住民代表による自治活動の推進、活性化を図る組織として位置付けることにしましたということですが、これのもろもろのこういう流れというのは、町のほうが主導したのでしょうか。それとも連絡会議のほうが自主的にこういうふうにしたらどうかという提案があったのでしょうか。その点が一点と、それから出務報酬1日5,000円とありますけれども、これは通常どれぐらいの時間といいますか、この連絡会議というのは大体どれぐらいの時間でやられゆうのか、それをちょっと教えてください。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 町としてのきちっとした位置付けというのは、この連絡会のほうから何年か前から要請はあったところです。町としましても、報酬をここで規定しておりますので、どういう形が一番適当かということ平成27年度検討しまして、この方法がいいんじゃないかということで連絡会のほうと合意したというような状況になっております。

会議の時間につきましては、今の段階では任意の協議会ですので、任意の部分でやる部分になるんですが、やはり2時間から3時間といったような状況です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） この106号の中で、議長にとりあえず質問内容を伝えて、それがこの範囲内かどうかということを確認して、ちょっと質問したいんですけども、今回はいわゆる条例の一部改正ということで、いわゆる区長連絡会の委員の年額の変更ですね。変更です。今回の提案は。それで、今議論されている中で、行政のほうと区長会のほうで、話し合いの途中で、この改正に至った中で、例えば窪川地域では1人が少ないから2

人にしようということも出て改正されています。その中で、併せて協議内容の中で、ここがこの条例とどうかなという部分ですけれども、例えば窪川地域というのは従前から指摘されているように非常に、特に街分の中でとにかく数が多いと。これも何とかまとめるべきじゃないかというような議論も今までありましたよね。それと、大体ほとんどのところが年度替わりでいわゆる輪番制で代わっていくところが多いと、窪川地域、特に街分は思っています。そういったことも含めてお伺いしたいのは、例えば大正・十和地域のこれまでの話を聞くと、あまり区長が代わらんと。これはお互いのそれぞれのの中の話し合いで決まることなので、とやかく言うべきことではないかとは思いますが、そこらあたりの、今回この改正の中にそういった、いわゆる区長がずっともう、四万十町になってから替わっていない人がいるのか、あるいは窪川の街分のように毎年毎年替わっている人がいるのか、そういった点が、連絡協議会にこの提案をするまでに執行部と区長会の間で、そういったことが議論されたのかお伺いしたいんですけれども、かまんのかね。内容はちょっと違うかなと思うので。

○議長（橋本保君） 中身がちょっと違うと思いますので。

○11番（下元昇君） じゃ、取り下げます。

○議長（橋本保君） はい。今回ここへ出されている条例案については、今言った区長会と、その区長会の中身の制度が若干捉え方が違ってくということが、この前段で要旨としてうたわれています。そういった中身についてどうなのかというところですので、その辺についてはちょっとということで思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第106号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第106号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第106号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第7、議案第107号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） これも議案の説明資料の中に書かれておりますこと、概略ですけれども、人事委員会が民間企業を調査して、月額給与に僅差があったと。でも、僅差であるので給与の改定は行わない。けど賞与、いわゆるボーナス、これが公務員が民間企業に比べて若干低かったので、0.1ですか、それでその分の改正によって給与を引き上げる、賞与を引き上げるという内容であると思います。

そこで私、かねてから言っておりますように、人事委員会勧告の調査の手法にこだわりがありまして、今回も県の人事委員会、それから高知県統計課、それから四万十町税務課、この3者に問い合わせをしまして、数字を得ました。まず人事委員会勧告におきましては、調査対象企業の抽出条件が、1番、常勤の従業員規模が50人以上、2番、一つの事業所の常勤従業員規模が50人以上、この一つの事業所ということは、例えば本店、支店とかというように複数の事業所を持っているということが前段になっていると思います。それで、さらに聞きましたところ、人事院、これは国の人事院であります。国家公務員の給与を監督しているところであります、御存じのように。人事院から上記2条件を満たす企業名が人事委員会に通知されるそうです。通知数が207。それで、その間、高知県人事委員会が通知された207のうちから2事業所以上の事業所を持つ、つまり本店、支店以上を持っているということですよ、実質意味合いが。事業者数は公開していないということをお県の人事委員会から聞いております。つまり、この複数の、二番目の条件を満たす企業数が207の幾つあるかということをお公開していない、これが前提になっている抽出、サンプリングであるということです。これは事実です。それで、母集団は、つまりこの抽出過程における母集団は207、調査対象が108、つまり回答してこない企業もあるわけですよ

ね。そのうち101が回答済みです。それで、これで結局、結論としまして、高知県内の民間企業101からの回答に基づいて、民間企業のボーナスが高知県の公務員給与の、四万十町ですか、公務員給与のボーナスよりか上回っていると。だから上げましょうと、民間水準に合わせるためにということですよね。

そこで次、県の統計課、ここに電話しまして聞きました。高知県内の全事業所数3万8,404です。そして、うち民間企業数ということは地方公共団体も上には含まれていますので、高知県内の民間企業数3万6,668、それから今度は。

○議長（橋本保君） 16番議員、これについて、条例の改正ですので、いわゆる調査の手法とかそういったことではなくて。

○16番（西原眞衣君） 違うんですよ、だから民間、違うんです。

○議長（橋本保君） この中身についての疑義がどこにあるかと。

○16番（西原眞衣君） 中身ですよ。ですから、もう少し待ってください。

それで、疑義を今から言います。ですから、根拠を書いています。説明とは根拠です。この根拠についての疑義を求めたいので。

○議長（橋本保君） 疑義についてやってください。

○16番（西原眞衣君） 疑義についてやっているつもりなんですよ。続けます。間もなく終わります。

○議長（橋本保君） これは調査の手法をあなたは言っていますので。

○16番（西原眞衣君） 間もなく終わります。

ですから、この調査の手法によりますと、高知県内の民間企業とは全体の民間企業の0.3%であり、四万十町の民間企業とは、四万十町の民間企業の2%に当たるものを民間と称しているということです。その民間に準じて公務員給与が少ないので賞与が、公務員給与を上げるという条例改正案であると私は理解しているんですが、町長か総務課長の見解を聞かせていただきたいと思います。つまり、比率的にそのような民間企業であるということです。比較対象が。ですから、ここまでが疑義です。そのため数字を言わないと私の言っていることの事実が説得力を生みません。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） 単純に率を比較しますと、そういうことであろうかというふうに思います。ただ、民間企業と給与の比較につきましては、ラスパイレス方式という採用がとられております。公務員と民間企業ではそれぞれ職種とか役職の段階、人的構成、年

年齢構成、学歴構成など異なるわけで、このような異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における給与の単純平均を比較するということは適当ではないというふうに思われます。給与の主な決定の要素、条件であります仕事の種類でありますとか責任の度合い、学歴、年齢など、これを合わせて同種同等のもの同士の給与を比較することが適当であるというふうにされております。これがラスパイレス方式というふうに言われておりますけれども、この同種同等の比較の原則にのっとって、公務員と民間の給与を正確に比較する方法というふうに考えられております。このようなことから、一定の企業規模がないと給与決定の要素の条件、仕事の種類でありますとか責任の度合い、学歴、年齢などのうち、特に責任の度合い、役職段階などについて適正な比較を行うことができないということで、一定の規模が必要であるということであろうかというふうに思っております。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 今の答弁に対しまして、私の理解不足かもしれませんが、ラスパイレス指数というのは国家公務員給与に対する地方公務員給与の比率のことを指していると思いますので、ちょっと私の理解が違いますかね。そこをもう一回、答弁お願いしたい。

もう一つ。一定の規模、だから諸要素、学歴、能力とおっしゃいましたっけ。だから職位ですよ。一定の規模が必要であると。ここが肝要なんです。人事院が人事委員会に送ってくる資料において、2事業所以上の事業所を持つ、正しく総務課長がおっしゃった規模に関する情報の事業者数は公開していない。人事院、自らですよ。ですから、実にそれが正当な比較の方法であれば、人事院みずからが企業数を公開できるはずですよ。公開していないところが実に納得し難い。確かに民間給与より公務員給与のほうがボーナス低いんだなと思ひ難いということでもあります。これは人事院が公開していないということです。つまり事業規模を持っている事業所数をとということです。だから、規模が緩和されているというのであればそのところを説明していただきたい。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） まず、ラスパイレス方式ということですが、国におきましても、そのラスパイレス方式によって計算、先ほど説明しましたその方式によって給与の格差を計算しておるということでございます。県についても同じで、そのラスパイレス方式をとっておるということでございます。

それから、民間企業数を公表していないということにつきましては、ちょっと私のほうではお答えしかねる質問であろうかというふうに思います。

○議長（橋本保君） 16番、この問題については、人事院の出されている内容とかについてはこの条例改正の中身ではありませんので、その点については発言を控えていただきたい。

○16番（西原眞衣君） 分かっています。

○議長（橋本保君） 分かっていたら、そういうことで発言をしないようにしてください。

○16番（西原眞衣君） 三回目の発言です。

○議長（橋本保君） もう中身は大体わかったと思いますので、条例について、条例にどういった不備があって、それからこの内容についてはどうなのかと、そういったところの疑問点だけを聞いていただきたいというふうに思います。

○16番（西原眞衣君） はい。

○議長（橋本保君） そういうことですか。

○16番（西原眞衣君） そういうことです。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 非常に、私はこの議案説明資料に基づいて質問しております。ですから、改正の必要性を説明されているわけなので、その説明の根拠について自分なりに政務調査を行って、これはどうなんですかと聞いていることが、改正案の範ちゅう以外の質問であるとは思えない。

そこで、ラスパイレス指数のことはもう結構です。ところが、事業所数を公開していないについて、総務課長の立場からは答えられないとおっしゃいましたが、これは人事委員会を通じての、高知県の人事委員会を通じての人事院のやり方、手法でありますので、これを、少しは私の政務調査の信ぴょう性を認定していただけるんでしたら、その公開していないことに対する見解はおっしゃっていただけるものだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本保君） こういった質問については多分、総務課長も答えられないと思いますよ。人事院の中身について、それはできないと思いますので、この質問についてはもう却下をします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第107号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第107号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第107号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第8、議案第108号四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 私、これはインターネットで少し調べてみましたが、非常に複雑でした。それで、結局言葉が変わるんですね。健康保険法の規定により療養に要する費用の額の算定方法という部分を診療報酬の算定方法に改める。それで、療養に要する費用の算定と診療報酬の算定が、つまり根拠としてどういうふうに違う、算定方法がどのように違うのかという具体的な内容ですね。

それと、結局それによって額が増えるのか減るのか、つまりその変動の部分ですね。これについて説明を受けていないように思いますので、説明していただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、助成額というところでございまして、議員のほ

うからもお話がありましたように健康保険法の規定による医療に要する費用の額の算定方法、厚生労働省から告示されるものです。これを総称しまして診療報酬の算定方法に変えるというものです。これにつきましては今後、消費税の改定でありますとか、そういうところも予想される、社会情勢の変化によって改定されるものです。それを踏まえて、今回の一部改正を出させていただいたもので、この制度の影響を受けるとか変更があるとかいうことも全くありません。それから、診療報酬増額等のほうにも全く影響ないというところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） よろしいですか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） つまり、この費用助成に関する変更部分はないということなんですよね。それは分かりました。社会情勢の変化によってこの部分が変わったと。それで私が聞きたいことはこれなんです。療養に関する費用と診療報酬の算定とは何が違うのかということです。概念としてです。そのことが分からないと理解できないですね。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

療養に関する費用というのは、ここにありますように診療報酬、診療額から基づいて、その点数等の総計によって医療費の額が出てきますので、そういう形で捉えていただけたらということです。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それでは、何か法改正の中において療養に要する費用を診療報酬の算定というふうに言い換えただけなんではないでしょうか。言い換えただけと、社会情勢の変化に応じてという部分が符合しないように感じられるんですけど、これはなぜでしょうか。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

自分の説明が十分じゃなかったかもしれませんが、医療に要する費用の額というところでは、例えば入院でありますとかベッド代でありますとか、いろいろあります。今回のこの算定方法の呼び名の変更につきましては、あくまでも診療、診療報酬の点数等が改定になる場合があるということに備えて、今回一部改正を提出させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第108号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第108号四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第108号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第9、議案第109号四万十町ふるさと住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 簡単な質問ですが、今回は昭和地区の旧高知県職員住宅を譲り受けてということで、ふるさと住宅条例の一部を改正するということですが、この四万十町ふるさと条例の併せての改変の中で今回、ここ大正地域にあります城山ハイツが入っております。これを見ていると私、この四万十町ふるさと住宅条例の一部を改正するということであると、この城山ハイツはふるさと住宅条例に基づいて当初つくられているということで、文言をずっと読んできているんですが、いろいろ入るに条件が書いてありますね、第3条ということで書いてありますので、これが今回は4階、5階部分について新たにこの部分をふるさと住宅条例の一部にするということであると、1階、2階

が今までは何だったろうという単純な質問です。当初からこのふるさと条例ということで当てはめていくと、この第3条が全て、1階から5階まですべからく全部対象になるわけですが、今回4階、5階という部分で指定をしていくといった流れ、そこのあたりを詳しく、ちょっと説明をいただいたらと思いますが。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） ふるさと住宅ですが、議員おっしゃったようにもともと旧大正町にありましたふるさと住宅の、まさしくその条例を引き継いできちゃったわけです、合併後も。それで、城山ハイツにあります4階、5階部分の5戸ですが、その部分がふるさと団地ということで、ふるさと条例でやっておりました。今回、昭和の教員住宅ですか、それを町のほうが譲り受けまして、この条例の中に組み入れる格好になった条例改正となっております。ということで、城山ハイツにあります4階、5階の5戸分以外のほかの階の部分につきましては、通常の公営住宅というようになっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 答弁をいただいたんですが、もう一度確認、ちょっと理解が進みますが、このふるさと住宅条例の第3条をここに資料としてお示しいただいてまして、その中によると、その3条には入居する条件として町内に新たに転入する予定者及び町内に新たに転入し住民登録をして3年以内の者、ただし町内に定住する意思があり住宅に困窮している者で町長が特に必要と認める者についてはこの限りでないといったようなことで、当初からこういった3条に基づいての入居条件ということになっていると、今回新たに4階、5階だけの部分が何かふるさと条例の対象階というようなことで、後付けしているような感じで受け取るんですが、1階、2階の部分については通常の四万十町の住宅条例の中の枠で審査をして入れていると。4階、5階はこういった3条に基づいた、ある一定の入居条件がまた別枠であるんだというような解釈でいいんでしょうか。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 不十分な説明で申し訳ございません。

議員おっしゃるように、4階、5階にある5戸分だけが従来から、旧大正町時代からふるさと条例に基づくふるさと住宅という5戸だけで、それ以外の階、1階、2階、3階等の階にありますのは通常の公営住宅というような扱いで、この条例はずっと来ておったわけで、それにプラス昭和の住宅を後で組み入れたというふうな改正となっております。ま

た、家賃等につきましても、ふるさと住宅の分につきましては通常の公営住宅法の家賃算定を採用しております。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 分かりました。大体流れで一つ分かりましたんですが、じゃ、新たに今回、昭和地区にでき上がった分と併せて明文化を、4階、5階部分は今までこういったことが書いていなかったの、条例として明文化していくということなんじゃないかな。そこだけです。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 従来のふるさと住宅条例の中に明記されていなかったわけで、今回、この改正に伴いまして4階、5階部分を改めて明記されたというような条例改正となっております。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） これに関してここに、手元に四万十町ふるさと住宅条例というものがあるんですけど、この第4条、ふるさと住宅の家賃は既存の町営住宅及び民間賃貸住宅の家賃を勘案の上で町長が定めるものとするを書いてあるんです。それで非常に分かりづらいのは、民間賃貸住宅の家賃の勘案ですよね。民間賃貸住宅の家賃というものをどのようにして町が調べられるのかということですね。これはさっきの民間企業にも及ぶような調査の手法ですね。そこについて教えていただきたいと思います。

それとあと一点、ちょっと関連なんですけど言わせていただくとしたら、これは転入者。

○議長（橋本保君） 16番、これは家賃の問題ではありませんので、この問題については。

○16番（西原眞衣君） 住宅条例について聞いたらまずいんでしょうか。

○議長（橋本保君） まずいです。これは1条と3条の部分になりますので。それでいいですよ。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第109号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第109号四万十町ふるさと住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第109号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） ここで、先ほど108号についての訂正がありますので、これを許可します。

町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 誠に申し訳ございません。先ほど108号に関する16番議員からの答弁に、私のほうで新旧対照表の改正前、助成額のところですが、健康保険法の規定による医療に要する費用の額の算定方法と申しました。これは、正しくは健康保険法の規定による療養に要する、医療ではなくて療養に要する費用の額の算定方法でありますので、訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（橋本保君） これで執行部からの訂正を終わります。

それでは、ただいまから1時まで昼食休憩に入ります。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お知らせをします。遅刻届が出ておりました4番緒方正綱君が出席しましたので、報告をします。報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第10、議案第110号平成28年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番岡峯久雄君。

○5 番（岡峯久雄君） 一点だけお伺いをしたいと思います。

補正予算資料の1ページの下段になります。十和地域まちづくり推進協議会ということですが、これは四万十町発足して10年、運営されてきたわけですが、地域審議会が解散して十和地域まちづくり推進協議会、仮称ですが、発足したということですが、これはどういったメンバーをお考えなのか、まず伺いたいと思います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） どのようなメンバーを考えているかということですが、一応区長連絡会の代表とか青年団、それと自主防の組織、そういう年齢的にもその中でバランスを見なくてははいけませんが、比較的若い年代で構成できたらなと思っております。

○議長（橋本保君） 5 番岡峯久雄君。

○5 番（岡峯久雄君） 平成28年については1回のみの開催ということですが、平成29年から年2回の開催ということですが、非常に大事な案件だと思いますので、回数を増やすとかやるべきではないでしょうか。ほかの地域の基礎にもなるし、視察なども含め本当に大切な案件だと思いますが、どうでしょうか。伺います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） 十和地域だけではなくに全地域でも大切なことだと思います。十和地域の回数的なものですけど、今、当初予算の予算化を入力しゅうがですが、一応3回から4回程度計画できたらなと思っています。

それと、今後の進め方になろうかと思いますが、十和地域、例ですけど、若者といいますが後継者が、農林業を含めて商業関係でも後継者がいないということで、店も閉じた経過もあります。やはりそういうことも踏まえて、幅広い方に入っていただいて十和地域をどうするぜというようなことで議論していきたい、そのように思っております。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） まず、政策的な主要事業一覧というものから、栗再生プロジェクト推進事業についてお伺いしたいんですけど、これは、だから栗のペーストをつくるための加工施設への補助だと聞いておりますが、現在、栗製品の売上高、それから出荷先等につ

いてお伺いしたいと思います。

それから、農業基盤整備促進事業なんですけど、ここに非常に、いつも事業の中身を全部、交付要綱を読んで把握できていない自分の問題でもあるんですけど、農業基盤整備促進事業費補助金、農地耕作条件改善事業費補助金、中山間地域所得向上支援整備交付金と、補助事業名が、分担金もまた別途同じ事業名で列記されておりますけど、それぞれこのように、たしか古谷議員も一般質問の中で言っていたというふうに記憶しているんですけど、これほど事業が細分化されてある必然性といいますか理由ですよね。簡単に言いまして農業の基盤整備をすると耕作条件も改善されて所得の向上にもつながるんじゃないかと思うんですね、一般的に。それぞれ、それがどうして別個の事業として計上されているか、なぜかくも細分化して事業というものが組み立てられているか、そのことについて伺いたいと思います。

それと、一括質問、一括答弁なので、今度は一般会計予算資料です。

まず15ページ、生活のしづらさなどに関する調査業務委託料が生じております。この調査の概要についてお伺いしたい。

それから、今度はページ17、同じく相談支援給付費とあります。この相談支援とは何か、これも事業の概要についてお伺いしたい。

それから、続きまして23ページ、四万十町路線バス運行費補助金145万6,000円が補正で計上されております。これは四万十交通に出される路線バスにまつわる補助金のことであると思いますけれども、この補助金はどのように算定されているのか、それについて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） 栗プロジェクト推進事業の関係の売上げ、出荷先ですが、売上げの数値までははっきり把握しておりません。出荷先としましては、一応十和地域のほうに県内企業が入ってきていただいております。そこでペーストを、6 t ぐらいの原材料を使ってペースト加工を行っております。それと、四万十ドラマのほうが、地域内企業ですが、栗の消費ということで栗きんとんとか栗のモンブランとか、最終加工した商品は販売していますが、売上金額までは把握しておりません。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 農業基盤整備促進事業の件ですが、その事業名が幾つにも分

かれておるといようなご質問だったかと思いますが、これは今回、国の補正事業でかなり予算が付いたわけで、事業名がなぜ分かれちゃうかといいますと、国のほうの方針ですが農業の競争力の強化をするためとか、担い手の農地の集積、集約化するために農業の付加価値を図る事業とか、またこのために農地中間管理機構とも連携し、きめ細かい農地への水利施設の整備を推進するということで、それぞれ、今も言いましたように担い手とか集積に関わったやり方によりまして、それぞれ事業名を国のほうが細かに、きめ細かく分けて、よりよい水利施設の整備を図ろうとするために細かく分けた結果が、事業名が幾つかに分かれてくるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

まず15ページの生活のしづらさなどに関する調査業務委託金というものでございます。この調査につきましては、障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障がい児、障がい者等の生活実態とニーズを把握することを目的といたしまして、5年に1度行われておるものでございます。調査対象といたしまして、全国2,400の国勢調査区に居住する在宅の障がい児、障がい者等が対象となりまして、この調査につきましては国からランダムに抽出されました市町村が対象となっておりまして、高知県におきましては高知市、須崎市、宿毛市、四万十市、香美市、奈半利町、越知町、日高村、四万十町が対象となっております。

それから、17ページの相談支援給付費でございますが、これにつきましては平成27年4月1日より障がい者サービスを受けるのに計画プランというものの作成が必要になりました。その計画プランの作成を今年、直営で役場内に相談事業所というものを立ち上げましたので、その事業所が立てたプラン作成料が入ってきます。その給付費でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 予算書23ページの四万十町路線バス運行費補助金の算定についてでございますが、簡単に言いますと、まず路線バスの運行に要した経費、これから運賃の収入、それを差し引いたものが基本的な補助額となります。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それでは、最初の十和振興局長に伺いたいのは、栗製品の、つま

り栗菓子の販売金額の把握がないということでしたよね。金額の把握がない現況の、把握がないにもかかわらずこれほどの投資がなされている理由は何でしょうか。そこがよく分からないので、実に素朴な疑問ですけどお伺いしたい。

それと、農業基盤整備なんですけど、先ほどの細かくここまで緻密に分割する必要性について、繰返しになりますけど基盤整備をすれば耕作条件が改善されて中山間地域の農業者の所得が向上するんじゃないかと、つまり一つの事業の目的が次の事業の事業名になっているかのような印象を受けるんですね。あくまでも事業名からの印象ですので、内実を捉えていないのでその分のことはあるかもしれませんが、それについてちょっと。基盤整備をすれば耕作条件、当然改善されて、そうすると農業者の中山間地域の所得の向上があるのではないかと。ところが、一つの事業の目的が別の事業の事業名になっているかのような印象があるんですね。それについて答えていただきたいと思います。

それから、相談支援事業に関しまして、四万十町がケアプランを作成することになったので、給付費とそのケアプラン作成料の給付費ということなんですけど、それがケアプランを作成する、これは障がい者のことですよね。作成しているのは四万十町健康福祉課だけなのですか。そこがよく分からないですね。

それと、あと一点、企画課の課長の四万十交通に対する路線バスの補助金の算定方式を伺っておりますと、運行経費から運賃を引いたものが補助金です。ということは、足りない部分はつまり赤字額ですよ。運賃を引いたもの、つまり経費マイナス運賃が全部補助ですよということになったら、四万十交通の営業努力というものの余地がなくなるのではないのでしょうか。それについての説明を求めます。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

ケアプランを作成しているのは町だけかということでございますけれども、町のほうでは社会福祉法人のオイコニアと社協にも委託をしております。

以上です。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 事業名の件ですが、この事業名といいますのも、そもそも国、ここで言いますと、この事業で言いますと農林水産省のほうで事業名は当然付けて、きめ細かく各市町村、各県へ配分するわけで、どうしてなったかというのは、国のほうの制度ということでご理解いただきたいと思います。それによりまして、あらゆるいろいろ

な、さっきも言いましたが担い手への農地の集積が図られるとか、当然、耕作放棄地をほ場整備すれば、基盤整備すれば所得向上、当然のことですが、そういうようにきめ細かな隅々まで地域に行き渡るような事業名を国の役人の方が考え、事業名がころころ変わるわけで、なかなか自分たちも覚えたころには次の事業名になっているという場合が多いわけですが、今回も、今回といいますか、2年前からこの事業名がありますが、そういうようなことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） 今回の栗のプロジェクト推進事業の関係で、ペーストの機械を導入して加工していくことになっていますが、量としてはペーストにしたものをkg2,300円で購入する予定でいっています。それと、現在、新一次産業のほうは広大な園を持っております。全体的に3,500本くらいの幼木を含め木がありますので、その生産量も年々増えていきますし、農協が取り扱っている栗自体ですけれども、平成27年から28年でいいますと5tぐらい増えまして、今35tということになっております。そういうことを鑑みまして、今後は生産量も増えていきますので、自社の栗を含めて生産加工し、平成30年には黒字化に持っていくという方向でこの事業は進んでおります。

以上です。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） この補助金が運行に要した経費から運賃収入を、残った分を全て補助すると路線バス会社の営業努力が見えなくなるかというようなご質問でしたが。

（16番西原真衣君「余地がなくなると言いました」と呼ぶ）

基本的にこの路線バスの運行というものは町の責任において行っておるものでございます。それを本町の場合は、観光自動車会社であります但馬交通のほうにお願いをして、路線バスの運行を補助金として払いながらやっているということで、基本的には赤字部分については当然町が見るべきと考えております。ただ、議員言われましたように、そうしたら幾らでも町のほうが、バス会社のほうが努力もなしに経費が要りましたということで補助をするかといえ、そういうわけではなしに、そこはきちっと補助実績を見ながら指導してやっていくというやり方にはなります。ただ、基本的には赤字が多すぎるので町は見ないということはありません。言われましたように、運行に要した経費から運賃収入を基本的に差し引いた赤字分については、町は委託料ではなしに補助金という形で今、

こういう形で出しているというところです。ただ、営業努力というより住民のための路線バスという考え方で町は運行を委託しておりますので、そういう部分では町のほうからもいろいろな要望をバス会社に協議しながら行っているという状況です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それでは一番最初の、答えは順番がばらばらになるかもしれないんですけど、ケアプランに関しては、町がまずオイコニアとか社協にも委託していて、今回町直営でもやることになったということなんですね。それであれば、最初からその説明をしていただけたら質問の手間が省けたかなとは思いますが。

それで、続きまして栗再生プロジェクトなんですけど、普通これ、産業振興ですよ、目的が。産業振興には当然、経営感覚というものが織り込まれていないと産業振興はなかなか実績として生み出せないと思います。売上げがあるから、売上見込があるから投資をする、つまり機械設備の投資をするというのが産業振興の通常の流れであろうかと思います。ところが、栗の生産量が多いからペースト工場の加工施設を造りましょうというふうに聞こえました、誤解でなければ。これはやっぱり、産業振興としてどうなんでしょう。今売れている、これだけ売れている、その把握が振興局長には残念ながらなかった。さらに売れそうだと。ここからスタートして、じゃあどういう投資をするかというのを考えることが企業経営のノーマルな姿であり、産業振興上そういう発想は要るのではないかと私は思います。それについてのお考えを聞かせていただきたい。

それから、路線バスなんですけど、町がやっていると。住民の生活の足であると。だから赤字補填は当然であると。それは一定、理解できなくはありません。それであれば、町の責任でやっていらっしゃるのであれば、町の責任において住民の多くが感じている感想、あのがらがらで空気を運んでいるという状況を何とかできないものか、路線バスに関して。がらがらで空気を運んでいるようにしか見えないという多くの声を聞きます。その状況を町の責任において何とか改善できないか。ここにアウトソーシングの余地はありませんでしょうか。つまり、四万十交通以外のところに任せると、その状況を改善できるかもしれない余地が生まれる。それこそプロポーザル、提案方式というのも今、町はあるじゃないですか。その辺についての回答を求めます。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） 産業振興の面を含めたことですが、この栗再生プロジェクトについては協議会的なものをつくっており、農協また企業、それと生産者という

ようなことで、協議しながら進めてきたもので、さきの9月補正にも計上させていただきましたが、町としては生産のほうにいろいろ、選定補助ということで9月議会で支援もしてきたところです。協議する中でやはり民間、企業がやることと言ったらおかしいですけど、加工、その次は最終加工というようなことで、また地元企業が計画も進めているところです。そうすることによって地元雇用、このペーストに限ってですけど、一応1人から2人の常時雇用プラス、時期になりますが、一応9月ぐらいから12月ぐらいになろうかと思いますが、一応ペーストを加工するということですので、7名ぐらいの雇用にもつながりますので、十和地域にとっては重要な産業の一つだと考えております。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） この路線バスにつきましては、確かに利用者が少ないという課題はあります。ただ、どうしてもこのバスを利用しなければいけない人もおります。簡単に費用対効果でその路線バスを廃止すれば町の補助金は要らなくなりますが、そういう考え方ではやっておりません。それとアウトソーシング、しかもプロポーザルという方法もご提案いただきましたが、町で考えたのは今、町内にあります四万十交通に委託するという方法と、町が直営でやるという方法は確かにあります。ただ、プロポーザルでほかの民間事業者ということは全く現在考えられない状況とは思っております。応募者がいないと町のほうは考えております。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

4 番 緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） 一点だけ質問をいたします。

資料の2ページ、興津診療所耐震改修事業についてお伺いをいたします。

この建物は昭和52年3月に建築をされた建物ということで、当然耐震構造にはなっていないというのは分かりますが、今現在、高台に用地を求める事業が進んでいる中で、なぜこの時期なのか。高台移転に、診療所というものが考えの中に入っていないのか、もしそれが入っているとなれば、津波、地震はいつ来るか分かりませんが、今回設計、耐震診断をして来年度に例えば建設と、これで1年半から2年ぐらい、多分事業的にも掛かると思うんですが、高台用地ができた場合にそれも、それぐらいの時期になろうかと思うんですが、もしそういうときに診療所が高台に移転をするというようなことになれば、この事業費の来年度の2,400万円というのは無駄金になるんじゃないかというような気もしますが、その点について。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

高台移転ということがございました。診療所につきましては、地震に備えまして高台移転も検討されたときも、2年ぐらい前でしたけれどもありました。ありましたけれども、現場の診療所の医師の意向、また患者は車を持たれていない高齢者の方が多くおります。その方が高台移転となりますとなかなか自力では行けないというような懸念もされることもありまして、既存の建物を耐震化するのが一番よい方法だということで判断をいたしまして、今回予算を上げさせていただいております。したがって、診療所の高台移転ということは考えておりません。

以上です。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 担当課長が申し上げましたが、ちょっと誤解がないように私のほうから申し上げたいと思います。

高台移転はないというように今のところ払拭したご意見でございましたけれども、まだ地元の調整が十分にできていないです。そういった状況から、まずは今の事業を入れております高台移転の事業につきましては、あくまで広場の整備ということでございますので、事業上のいろいろな制約がございまして、向こう3年程度について基本的に整備をするという方向の中で、まずは広場を整備するという事業目的です。

もう一つ、診療所の問題ですけれども、これは今、いつ震災が起こるとも限っておりませんのでそういった面、それともう一つは、やはり興津の支所の問題。今、緒方議員の指摘があったように、もう上へ上がったので、診療所が上がったのであの施設は使わないという考え方は持っておりません。ですから、今後総合的に、例えば支所の移動とか住民窓口の例えば併設とか、そういったこと、さらには喫緊に襲ってくるかもしれない震災対策で、今現実には危険な状況にありますので、まずは将来的に使っていく中で整備、耐震化をしていこうという考えのもとでやっておりますので、今後診療所の例えば移動については、もっともっと地元のほうと、また医師のほうと協議しながら進めていくという状況になっております。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 理解をしました。町長のほうから診療所については移転がないわけではないと、これはまた地元の住民ともいろいろ話をして、意見も聞きながらというこ

とであれば、とりあえず私も2年ぐらい待てば結果が出るのかなと、それからでも遅くはないのかなという気もいたします。それと、いつ来るかわからないというところ、ただやっぱりあそこは結局、地理的に今の、現在の診療所は、津波が来れば幾ら耐震をしても助かるところではないと。そういうところを今からもくみ取っていただければよかろうかと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 2番林健三君。

○2番（林健三君） 四点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

まず最初に、予算書の22ページ、23ページを開けてください。その中にあります2款の1項6目8節の伝統技術継承謝金23万円、そして23ページにあります16節、技術継承原材料費5万円について、どういうことか、内容をお示しいただきたいと思います。

二番目に、28ページになります。3款の1項1目19節の更生保護施設改築工事分担金38万7,000円、どこにやる予定をしているのか。

それと、三番目になりますが予算書の37ページ、それから資料の3ページにあります6款1項5目の15節、5,470万円を予定していますが、今まで3年やっておりますが、大体私のあれでしたときに2,000万円ぐらい上がったかなと思っておりますが、今回5,000万円ちょっと超えておりますが、どういうがで予定をしているか、どこの場所か教えていただきたいと思います。

それから、41ページになります。橋りょうの関係ですね。40ページ、41ページにあります橋りょう関係、この資料の中にありますように、構造物の機能に支障が生じる可能性がありと書いておりますが、もし支障があった場合、それからどうしていくのか。そして、その下にあります、概要の中にあります橋りょう5橋と書いておりますが、この資料の中には七つのあれが書いてあります、予算書の中には。ほんで、あと五つというのはこれに該当しちゃうのか、せんが、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） まず、予算書22ページの伝統技術継承謝金でございますが、これは十和地域の今年度から炭焼きの見習いということで今、地域おこし協力隊が入っております。この方の、炭焼きの指導者、その方に対する謝金になります。

それと、もう一点、23ページの技術継承原材料費、これにつきましても、十和地域で同じように、実は鍛冶屋のほうで今、技術の研修をしております地域おこし協力隊員がおり

ます。その方の原材料費ということで予算計上したものです。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

28ページ19節、更生保護施設改築工事分担金でございますが、これはどこにやるのかというご質問でございました。これにつきましては現在、高知市の北本町に更生保護施設高坂寮というものがございます。この建物、昭和45年に建てられた建物でございまして、それを今年の7月から改築しております。その分の分担金でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 予算資料の3ページ、農業基盤整備促進事業、今回補正額が5,470万円とかなり多額の補正額となっておりますが、この理由についてですが、当初要望額といたしましては、当初の要望額に対し約2割、20%ぐらいしか割当てが来なかったです。それがですが、そういうことがあって高知県またうちも、四万十町も町長が副会長をしゅう関係もありまして、陳情活動等、8月、9月でしたか、本省のほうまで行きまして、いろいろ活動もやりよったわけですが、その後、この12月の補正で国のほうがどんと5,470万円、うちのほうの割当てとなりますが、付いたということで、その場所につきましては、これも件数がかかりますが、補正の分が17件ぐらい付いております。それぞれ言えば長くなりますので、地区名まではよう言いませんが。

それから、40、41ページです。予算書。説明資料の4ページ下段、橋りょう長寿命化修繕事業の件ですが、まず7橋、工事が5橋で、あと2橋については測量試験費のほうで補正で今回、上げております。

○議長（橋本保君） 2番林健三君。

○2番（林健三君） まず最初に、22ページの関係です。伝統技術継承の謝金と、それから技術の原材料費で言われましたが、鍛冶屋と炭焼きと言っておりましたが、それについて農林水産課長分野になると思いますが、炭焼きでやるには謝金も確かに大事です。その原材料費が炭焼き、大分要るがですね。その中で町有林、うち、クヌギの分収をやっていると思います。前の副町長のお話では199ha持っている。その間で1年に1町歩切っても20年のうちに更生して再生造林でまだ使えるというような話を持っておりましたが、町有林を悪いけど払下げという手もあると思うがですよ。炭焼きやらずには原材料費が必要だと思いますので、その辺、考えがないか。

それから、更生施設の関係ですが、分担金ということで私、こっちへ持ってくるがかなとは思っておりましたが、その辺、もう一回どこかへ近くへ、代わりにいつときの間、保護観察官と保護司の関係をちょっといつときここへ常駐さすというような考えがあるがかなと私は思っていたけど、その考えじゃないがですね。分かりました。

それから、先ほど言ったように、37ページの関係です。この中にも、資料の中に3ページにありますように、農道・水路改良の工事費と書いてありますが、この中に、歳入の下のように農業基盤整備促進事業分担金と、それからその下に農地耕作条件改善事業分担金とありますが、その中に含まれているのか、耕作地が地盤沈下して、そのがをやってくれというような話も私はちょっと聞いておりますが、その中へ、この中へ入っちゃうのか、入っちゃらないか、水路と農道と書いちゃうき、その下へこの中に、項目の中にちょっと該当するかなとは思っておりますが、その点、どうですか。はっきり返答お願いいたします。

そして、橋りょうの関係ですよ。何か所か今、この資料の中身は長寿命化の修繕事業ということで、もしその事業で引っ掛かった場合、大正の場合を言いますよ。大正の赤鉄橋が今、通行止めになっちゃうわけですよ、実質的に。それで、このがで多分、掛かったがじゃないか、通行止めしちゃうがやないかなと思っておりますが、こういう場合に掛かった場合には、あれはやっぱり景観条例の関係があると思いますが、どういう方法でやるのか。ほんで、もし迂回路がない場合にはそのときの処置の仕方、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） ただいまの炭焼きの件につきましては、まだ農林水産課のほうには正式な相談というものはないわけですが、今現在はこの協力隊のほうで炭焼きの研修中というふうに聞いています。大体、協力隊の任期は3年ということになっておりますので、4年目以降、もう実際定住をするという目的でこの炭焼きを続けるというようなことであれば、また相談していただければ、農林水産課としては相談に乗っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 農業基盤整備事業の絡みですが、関係ですが、まずその分担金といいますのは国の補助事業の残金ですね。言わば地元の水利組合、改良区若しくは団

体、集落単位の団体、そういう方の分担金の分で、地元負担金ということでございます。

それから今、議員言いました箇所について、ちょっと場所等を教えてもらえれば、それなり、そこが今回入っちゃうかどうか、ちょっと場所が分かんもので、ちょっと今は分かりません。

それから、橋りょう長寿命化修繕事業の件で、大正橋の話がありましたが、御存じのように平成24年、笹子トンネルの天井崩落事故からこっち、国の国土交通省のほうが定期的に点検せよということで法令を変えまして、5年に1回の近接目視というのを今、橋りょうとトンネルでやっております。それに絡みまして、大正橋につきまして本年度、橋りょうの点検に入ったわけで、その点検でまず、判定が1から4までありまして、大正橋では4になりました。判定4になりますとどういうことになるかといいますと、緊急措置段階ということで、通行止め若しくは応急措置をせよというような判定が下るもので、まず危険な状況ということで、即、現在は通行止めしております。今後の方針と言われましたが、今後、大正橋、あの赤鉄橋ですが、9月の一般質問でもあったと思いますが、国の有形文化財の指定も受けており、四万十川の重要文化財構成要素ですか、あれにも入っておるということで、なかなか撤去というわけには、保存ということで今検討しておって、国の文化庁のほうの予算なんかもあるということで、どれぐらいの費用が掛かるかの見積もり等を今行っておるところで、現在のところ、迂回路は下流側にある橋が、町道の橋がありますので、問題なく今、通行止めをして、後の状況というか判断をするような段階になっております。

そのほか、また迂回路のない橋があったらどうするかというようなご質問やったと思います。今のところ、判定4と下るのが今のところ、大正橋が現在のところ出てきておりますが、これからまた判定が4になって通行止めせないかん状況ができましたら、その都度で一応検討し、対策を考えたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） 今、炭焼きの協力隊ということで、来ていただいて半年ほどになっております。今は協議会の会長のところで技術を一生懸命学んでいただきゆう状況です。当然、移住目的に来ていただいておりますので、今後は原材料、そこをどうしていくかというようなこともあります。議員提案していただいたように、条件のいい町有地なんかがあれば、やはりそこも相談して、残っていただくためには炭を一生

懸命焼いてもらわにやいけませんので、そこらも一緒になって、農林水産課と一緒に
てまた協議していきたいと思っております。

○議長（橋本保君） 17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 私は一点だけお伺いしたいと思います。

ページ数でいうと予算書の39ページの下段のほうになりますが、今さきほど来、農業基盤整備促進事業なんかのことを言われておりますけれども、私はこの中の生活環境整備事業ですかね、の一環として今回100万円の補正をしておりますけれども、そういう中で全体的な考え方といいますか、いわゆる補助制度に乗らないものについて、こういう形でこれまでやってきたというふうに思っておりますが、町長のそういう制度事業の見直しとか、そういうことによって今後、この生活道路整備あるいは生活排水整備等が手の届かないところに、今までやっていたものが結局削られていくということにはなりはしないかという懸念を持って、私は考えておりますが、この内容についてちょっとお伺いをしたいというふうに思います。この100万円の内容について、まず。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） この生活環境整備補助金の100万円につきましては、後で十和振興局のほうから説明があると思いますが、相対的な意味で、このいわゆる生活環境整備事業と、もう一つ、これが土木版ですが農業系の農業基盤整備事業というのがありました。これは事業を始めて、結局補助事業に掛からん分を町が支援して、何とか隅々までいろいろな、あらゆることができるようなということで始めた事業で、5年ぐらい経過しましたので、一応農業版のほうのせまち直し事業につきましては、今年度、当初予算から見送って、現在やっておりません。しかし、この生活環境整備事業につきましては、一軒家対策という意味で個人の方の入る進入路の舗装とか、町道にならん、なり得んような、町道になり得ん生活道の補修事業とか排水路の整備とかやっておりますもんで、これは一応、枠で1,000万円枠でやっておりますが、今回はちょっとその枠超え、100万円出ましたが、どうしても必要なところが出たということで、十和のほうで発生したということで今回、追加補正ということになっております。

議員言われるように、まだせまち直し事業につきましても、一応今年度は見送ったわけですが、今現在も今年はないんかよというような方が二、三ありまして、担当課としましてはこのままじゃいかんということで、またちょっと枠組みしようかということで、新年度のほうは今のところ検討中ではございます。また新年度予算を見てもらうときに見ても

らったらええがですけど、ちょっとまだどうなるかというのは、ここでちょっと確約はできませんけど、そういうような状況で、今後はまた考えたいと思います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） この場所ということですが、地域でいったら大道地域になりまして、その生活道が人家に近くて家のほうに崖崩れの、おそれがあるということで今回、100万円要求させていただいております。

○議長（橋本保君） 17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） これはもう政治的判断になると思いますが、町長の考え方も聞かないかんというふうに思いますけれども、やはり復活して、一定必要なものについてはやっぱり、削るというか、あと3年か5年ぐらいはやはりこれは継続していくべきじゃないかと自分は思っているわけですが、この中で生活道の関係で今言いましたけれども、生活排水の関係も含まれていますか。含まれていたらそれで結構ですが、そうすると、補助整備のいわゆる100万円の2分の1ですかね、この部分を今現在は付けていないということですね。ですから、そこら辺も含めて各支所あるいは産業経済常任委員会あたりも相談をしながら、やはりそういう形で、これは必要か必要でないのかということも含めて検討しながら、その上で是非来年度の予算に反映をさせていただきたいというふうに思います。

町長のあれがあれば、お答えを願いたいというふうに思います。

以上で私の質疑は終わります。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 関連ということでお答えさせてもらいたいと思います。

今、議員のご指摘のとおり、生活環境、ますます今後高齢になって、また単身の世帯も増えてくる、そしてなお、逆にそれに反比例して共助といいますか、そういった方も、やっぱり力のある方が減ってくるだろうと思います。やはり我々としたら、本当に生活を支える環境というのはつくっていききたいというふうに自分自身は考えております。

昨日、橋本議員の質問がありました。ボイラーとかこういったものの考え方もちょうとおつなぎさせていただきたいと思いますが、せんだって、せまち直し、これも今回やめた理由というのは、やはり3年間に限ってやろうと、3年間というかその年次に限ってやろうと。そうすると計画的に財源の裏付けも要りますし、一度はそこで整理をして、一回区切って、また改めて今、建設課長のほうからお答え申し上げましたけれども、一定のボリュームをしっかりと抑えながら、また第2期のせまち直しという部分が私は正解だろうと思

います。ですから、今後全くやるんじゃないくて、やはり決めた年限においては一回は終結をするというのが私の考え方でございましたので、せまち直しについてはそういうことでございます。ただ、昨日の一般質問でもお話しさせていただきましたが、今後必要な事業については、やはり今の施策ともども年限を決めて、また創設していきたいという考え方を持っておりますので、そういったご理解でお願いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 予算書36ページで、農業振興費の講師等謝金18万5,000円、これは農業振興においては大変必要なことであると、このように認識をしておりますが、その目的と、農業振興といっても幅が広いですので、目的と内容、これについて説明をお願いします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） こちらの講師謝金につきましては、9月の補正予算のほうで承認をいただいた複合経営拠点のソフト事業、こちらのほうで一定組んだ予算でございます。その中で一つ、研修費のほうを精査したら減額できるということと、逆に復興経営拠点の取組をしたいが講師をもっと招へいして研修もしたいということで、それでは減額できるものは減額し、簡単に言えば予算の組替えを今回させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 1回だけの質問で終わりますので、よろしくお願いします。

2ページの栗再生プロジェクトの関係で、生産量が現在35tと。それが幼木も成木になる過程で増えてくると、この会社のですか。そうした想定の中で、このペースト工場によって全生産量の何割ぐらいをペーストとして製造計画を持たれておって、平成30年には黒字めどの計画ということで言われましたその点が一点と、将来的なことで考えたときに、旧の窪川地区にも手入れのしてないほったぼりのといいますか、栗を追っかければ結構な量があります。なり年によったら、その処分に困っておる方もおられますが、そういった方も将来的な持ち込みというか、買い上げの対象になるのかという点をお伺いしたいのと、それから、次のページの基盤整備事業の関係で、これの採択要件等をちょっとお伺いしたいというように思います。

それから、4 ページの上段の商工業振興事業の中で、非常にニーズが高くて追加補正ということのようでございますけれども、空き店舗の活用に係る200万円の予算について、どんな業種が対象となっておるのかという点と、それから企業創業支援の100万円について、その支援の具体的な内容と対象者の人数、これがお聞きしたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） 栗の加工の量の計画ということですが、一応、1 年目が6 t ぐらい計画しております。2 年目が約9 t、3 年目で16 t、最終的には20 t ぐらい確保したいというようなことで、計画は進めております。

それと、JA四万十の栗の関係ですけど、今、十和地域のほうにお茶の加工は持ってきていただきゆうと思うのですが、そういう形で是非、行政としては同じ町内ですので、それと農協のほうも今、四万十の栗ということで商標を目指しております。流域沿いでいったらもう、四万十の栗で解釈できると思いますので、そこらあたりはまた働きかけていきたいと思っております。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 農業基盤整備促進整備事業の件ですが、採択要件ということでしたが、受益者が2 名以上、総事業費、用水路、農道とありますが総事業費が200万円以上、そして農業競争力の強化に向けた取組を行う地域という、最近はまだ結局、農地の集積とか所得向上とか、そういうソフト面の充実をささんとハードの工事をやってくれんと、補助をくれんというような事業となっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 私のほうは、資料の4 ページの商工業振興事業の補正の内訳ですが、空き店舗の活用というところが業種ということでございますが、これは飲食店の経営ということです。

それから、起業・創業の部分では宿泊施設といいますかゲストハウスを開設するということで、起業・創業したいというところでお話がありまして、その補正でございます。ということで、人数ということはお一人が経営ということになります。

○議長（橋本保君） 3 番古谷幹夫君。

○3 番（古谷幹夫君） 1 回で終わる予定でしたけれども、一番最初のペーストのところ

が、年ごとの受入量といいますか、最終年20 t 計画されちよるということですが、私の質問の中には、その地域の生産量の中で、割合としてこの事業によってどのぐらいの量をカバーするののかというのは言ったつもりですが、その点についてだけお伺いをしたいと思います。今のが25 t ですか、生産量が。それが増えていっての形の中で20 t ですが、単純にそこが増えるんだったら全部そこへ入っていくみたいな感じになりますので、その点だけお願いします。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） 一応、生産量も増える計画で進めておりますので、3分の1程度ということになるかと思います。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 一点だけ、ほかの関連の皆さん、確認していただいたので、私の、この予算書の、お戻しいただく7ページです。7ページ、繰越明許費の関係ですね。繰越明許費って難しい名前ですけど、ケーブルを通じて見ていただいている方は。要するに今年度予算で執行できなかった分についての、次年度へ向かう仕事ということでありまして、当初、町長からの説明の中では、内容は小規模の多機能型居宅介護事業所が建設事業に絡めての繰越しをしたいと、明許をしたいということで、承認をもらいたいということですが、2回にわたる不落となったということで、要するに入札が不落になったということでもあります。要はこの介護事業者を非常に今、喫緊、この前私も一般質問したように、この介護事業所ができますと、居宅介護が正に広がってくると、場所は窪川町内につくるという予定を以前から聞いておりますので、これが2回も不落になって次年度へ繰越すということで、非常に事業が遅れていくということですが、まず、2回も不落になったということは、大きな原因という、何なのか、それから次年度にまたがってまたやるわけですが、同じような状況であるとまた心配するわけですが、次年度は、今度はどういう関係で、形でこの事業所をつくり上げていくような差配にするのか、そのあたりを聞いておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

小規模多機能型居宅介護事業所の建設事業でございますが、2回の不落ということでございます。主な原因といたしましてはやっぱり金額に開きがあったというところでありま

す。金額に開きがございましたので、今後においては今、実施設計の見直し等を行いまし
て、今議会、町議会の繰越し、それから県議会の繰越しを経て、予定でいったら1月か2
月ぐらいにまた入札を行い、来年の9月、運営開始を予定しておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） じゃ、スケジュールは来年の9月開所するという予定で動くという
ことでありました。不落の原因というのは金額の相違ということでもありますので、恐らく
は地域の業者あたりに声を掛けていくということではありますが、今後の段階で、同じ業者
で今、設計の見直しをするということではありますが、そういった意味合いで地域密着型、
地域の方を優先するような形でやっていくのか、あるいはそれが無理だったから、次年度
についてはもっと広範な形でこれを早急につくり上げていくかという形は、どんな考えを
持っているのか、要するに9月にもう造り上げていくということでもありますので、その
あたり、もう一度聞いておきたいなと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

まず初めに、入札のことでございますけれども、一回目の入札につきましては、県内の
A等級の1,000点以上の業者、それから町内につきましてはA級以上の3社を対象に公告を
いたしまして、条件付きではありますが一般競争入札を行いました。それで不落になりま
したので、二回目の入札につきましては、建物自体木造でございまして、町内の業者でも
できるというところがございましたので、町内の16社を指名いたしまして入札を行いまし
たが、町内も対象に行いましたけれども、それでもまだ入札ができなかったというところ
であります。

今後におきましては、基本に町の入札要綱に基づいてというところが県の補助要綱には
ございますけれども、9月運営を目指しておりますので、そこら辺は町内業者も視野に入
れた入札を行っていきたい。事業主体が決めますので、そこらは健康福祉課とも協議をし
ながら進めていきたいと考えております。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 一点だけお伺いします。

先ほど3番古谷議員のほうで三点目で聞きました、資料の4ページの上段、商工業振興

条例の件について、もう少し詳しくお伺いをいたしたいと思います。

先ほどの質疑で補正された空き店舗活用は、200万円は飲食関係の方がということです。それから、起業・創業の100万円のほうですよ。こちらのほうの説明が私、聞こえなかったのか、ちょっと分かりませんでしたので、この点を、私が聞きたいのは業種もそうなんですけれども、地元の人が今回されるのか、あるいは町外に住まれた方がこちらに来られて、この事業は町内の方でないと受けられませんので、当然現在は四万十町に在住している方の申請だと思うんですけれども、ずっとこちらにおられる方なのか、あるいは町外から来られた方が新たに起業したいということなのか、今回の補正の点はその点。

それと、本年度当初予算で1,400万円余りを計上しておりましたけれども、ニーズが高いから今回また補正で追加ということなんですけれども、この1,400万円ぐらいですと、やはり大体1件が300万円ぐらいですと4件か5件ぐらいやるかなと思うんですけれども、本年度の実績、こういった方々、例えば今までずっとおられる方なのか、よそから来られた方が新たに空き店舗を利用して起業・創業されたのか、そこあたり、私の知っている範囲内では、新聞にも出ましたけれども、観光協会の職員であった方が今年、十和のほうにゲストハウス、民泊の施設を造った。そういったことに多分利用しているかなと思うんですけれども、そういったことも含め、本年の平成28年度において何件どのような業種でどのような方がどの地域において、窪川、大正、十和、この点についてご説明できれば、できると思いますけれども、ご説明願います。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは、4ページの商工業振興事業の中の補正の内容についての質問でありました。起業・創業の部分でございます。この方は、おっしゃられたところでありました、観光協会においでました方がゲストハウスを造るところで、必要ということで補正の内容でございます。

それから、この2件とも地元か町外かということですが、地元でございます。2人とも地元、2件とも地元の方でございます。

これまでの今年度の実績なんです、補正の内容ですので、ここまで答弁する必要はないかなという気もするんですけれども、あまり細かくなると結構長いんですが、大まかでちょっと、1件別に言うとすごくありますので、全部で18件が今のところ当初予算で考えていた件数です。それから、あと追加で2件で今20件ということになります。

大体、ほとんどが町内の方ですが、ぱっと見てみると、町外の方といいますか大正地域

なんですけれども、焼き肉店の方が町外から息子さん、おいか何かになるのかな、そういう人が引っ越されて経営をしているというのが、これは継いでいくのかなと、町外から見えられて店を興すということで、そういうところがございます。大体、今決まっている18件の中では空き店舗の活用というのがほとんどでございます。6件、7件ぐらいありますか。あとは販路の拡大、そういったところが大きなところでございます。

詳細についてはまた資料がございますので、またお示ししたいと思います。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） また詳しい情報を知りたいということで、また出て行きますので提供していただきたく思います。

それで、今回、空き店舗のほうで飲食関係を始められるということですが、これはどの地域だけか、今回のあれは。それが先ほど説明があった大正の焼き肉屋なのかちょっと分かりませんので、どの地域かだけで結構です。

それと、町長にちょっと今後のことについて、いわゆる商工振興条例に基づく、大体これまで1,000万円弱ぐらいの予算ですと来られて、本年度1,700万円ぐらいになり、来年度以降は1,200万円ぐらい予算を組んでいますけれども、私はやはり商店街のまちづくりのにぎわいという観点、あるいはよそから来た人も空き店舗対策、やはり起業・創業を後押ししていただきたいということもございますので、町長として、先ほどの酒井議員の質疑もありましたけれども、思いとしての商店街のそういう起業・創業、空き店舗対策についての今後の予算付けも絡んできますので、町長の気持ちも、もしやると、全面的にやると、そういったことでも構いませんけれども、答弁があればお願いをいたしたいと思います。

○議長（橋本保君） 質疑の範囲を超えていますので、その辺については答弁の必要はないと思いますので、簡単に。

○商工観光課長（下藤広美君） 先ほどの空き店舗の地域はどの地域かということですが、窪川地域でございます。補正の分の空き店舗の分は窪川地域でございます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第110号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） これより議案第110号平成28年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第110号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

ここで2時20分まで休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第11、議案第111号平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第112号平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第113号平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第14、議案第114号平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第111号から議案第114号の4議案を一括議題とします。

この4議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 国保の大正の診療所なんですけど、ちょっとページ数をめくったことではないんですけど、CTでしたっけ、マルチ断層のCTの購入の事業があったと思うんですけど、あれで説明を受けたときに、さらに分らなかったことが、プロポーザルで5社、1社辞退で4社、でも説明資料の中に2社分しか説明資料がなかったのはなぜでしょうか。たしか5社の応募があったけど1社辞退したから残り4社、その4社のうちの2社しか資料の説明がなかったのは。

○議長（橋本保君） 16番議員、それは売買契約で済んでおりますので。

○16番（西原眞衣君） そうですか。勘違いでした。すいませんでした。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第111号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第111号平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第111号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

これより議案第112号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第112号平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第112号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

これより議案第113号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第113号平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算

(第2号)を採決します。

議案第113号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

これより議案第114号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第114号平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第114号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第15、議案第115号平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議案第116号平成28年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第115号及び議案第116号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 介護保険のことで、137ページ、地域密着型介護サービス給付費7,400万円が出てきていますが、地域密着型サービスとはいわゆる大井川地域密着型特別養護老人ホーム、それからグループホーム、それからもう一つあったと思います。そのような施設とかのことを指しているというふうに理解しているんですけど、グループホームに関して、待機状況についてちょっとお伺いしたいです。

○議長（橋本保君） 予算審議ですので、待機の間を審議する場ではありませんので。  
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。  
これより議案第115号について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

これより議案第115号平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第115号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

これより議案第116号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

これより議案第116号平成28年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第116号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第17、議案第117号平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑

を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 157ページで水道事業統合経営分析業務委託料というのが670万円の減額になっている理由を聞きます。

○議長（橋本保君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 簡易水道事業の統合事業というのは、簡易水道と上水道を統合して地方公営企業法で経営するという事で、平成29年度から統合になって経営するという事で、そのための分析事業、例えば固定資産がどれぐらいあって、これはかなり分析しておりますが、それに基づいて収支計画をどのようにするかというようなことの分析業務を計上しておりましたが、今やっております建設改良事業の国庫補助事業、これに基づいて、この採択要件で統合ということがございました。しかしながら、国の予算が今やっております建設改良に対して補助率、採択率といいますか、これが70%程度、去年も70%でございましたので、進捗は落ちております。ですので、平成28年度末というのが採択要件でございましたが、これがあと3年延びるということで、国のほうも統合事業は、その事業があれば3年延ばしてオーケーですよということでしたので、今の進捗状況でしたらうちの建設改良も終わるのも3年ぐらいではないのかということで、今回この認可ということで、分析はまだ先ということで、計上から落としております。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第117号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第117号平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第117号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第18、議案第118号平成28年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第118号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第118号平成28年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第118号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第19、議案第119号平成28年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第119号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第119号平成28年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第119号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第20、議案第120号平成28年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第21、議案第121号平成28年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、議案第120号及び議案第121号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第120号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第120号平成28年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第120号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

これより議案第121号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第121号平成28年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第121号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第22、陳情第28－22号四万十高等学校の部活動振興に関する陳情書を議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

6 番教育民生常任委員長下元真之君。

○教育民生常任委員長（下元真之君） それでは、陳情審査の報告をさせていただきます。

平成28年12月16日。四万十町議会議長橋本保様。教育民生常任委員長下元真之。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により、報告をいたします。

受理番号は陳情第28－22号です。付託年月日は平成28年12月7日。

件名は四万十高等学校の部活動振興に関する陳情書。

審査の結果は採択とすべきものと決定をいたしました。

審査の経過を報告いたします。

陳情第28－22号、件名は四万十高等学校の部活動振興に関する陳情書であります。

説明者は四万十高校の豊嶋校長、それから大正地域の市川敏英氏に説明者として来ていただきました。協議者は教育民生常任委員の6名、参考意見者として説明がある間、川上教育長と山脇政策監にも同席をしていただきました。

委員の意見といたしましては、四万十高校の現状を考えると、何かの取組を始めねばならないとの危機感からの陳情内容であり、理解ができると。また部活動の強化による学校の活性化、魅力化が狙いであり、教員配置願の難しさを考えると、一定の理解ができると。また窪川高校とのバランスに対する配慮が必要だが、ソフトボール王国でもある本町で小・中・高連携の応援体制づくりから、本町学校の魅力化、活性化に取り組みたいと読み取れる陳情内容であり、理解をします。また、趣旨は理解をするが、ソフトボールの指導者招へいで入学生徒が増えていくかは疑問だと。また、趣旨は理解をするが、資格や技術を身につけることができる学校の魅力化、活性化の方向で考えるべきではないかと。以上のような意見が出ました。

そして、審査の結果、採択でございますが、賛成者が3、趣旨採択者が2名で採択という結果となりました。

付託の意見といたしましては、四万十高校の周辺環境や地域性を生かし、地域資源を活用した林業コースであるとかフィギュアなどの造形コースと、そして自然環境を身につける技術コースなど、あるものを生かして将来の生きる力を習得できる学校のカリキュラムみたいなことを目指すべきではないかといったことが意見として出されました。

以上です。

○議長（橋本保君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより、教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第28－22号について討論を行います。

討論はありませんか。

14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 討論というほどのことでもないですが、この陳情内容。

○議長（橋本保君） 反対ですか、賛成ですか。

○14番（武田秀義君） 賛成の立場で意見を言わせていただきます。

陳情の内容に二つだけ、指導者招へい、入学生徒が増えていくか疑問だと、あともう一つ、学校の魅力化、活性化の方向で考えるべきではないかと、二つありますが、大いにこのソフトボール、町内の大正中学校と窪川中学校が去年度は全国で1位と3位、そういう功績を残しておりますし、四万十町の中学生徒が当然、地元の高校に進学してもらえ一つの起爆剤にもなると。また、町外からも、四万十町の高校がそういうソフトボールでの先進の高校であるとなれば、県内外からの生徒の進学も望めるんじゃないかと思うので、生徒の数は当然増えていく、これは疑問だという意見はどうも引っ掛かったので、賛成の意見で意見を述べさせていただきました。

また、あと学校の魅力化、ソフトボールで有名校になるということで学校の魅力化は当然図られることだと思いますので、この件に関しても少し、ちょっと疑問があったので賛成の立場で意見を述べさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（橋本保君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第28－22号四万十高等学校の部活動振興に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は採択です。

陳情第28－22号四万十高等学校の部活動振興に関する陳情書について、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君。したがって、陳情第28－22号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第23、陳情第28－19号四万十町森林組合本所事務所建設に係る要望書、日程第24、陳情第28－20号四万十川流域産材の販路拡大及び地産外商への取り組みについて、以上、陳情書第28－19号及び陳情第28－20号の2議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が

委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

13番産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） それでは、報告させていただきます。

平成28年12月16日。四万十町議会議長橋本保様。産業建設常任委員長槇野章。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により、報告いたします。

受理番号陳情第28－19号。付託年月日、平成28年12月7日。

件名、四万十町森林組合本所事務所建設に係る要望書。

審査の結果、採択すべきものと決定。付議、全員一致でございます。

陳情第28－20号。付託年月日、平成28年12月7日。

件名、四万十川流域産材の販路拡大及び地産外商への取り組みについて。

審査の結果、採択すべきものと決定。付議、全員一致でございます。

審査経過報告をいたします。

陳情第28－19号。件名、四万十町森林組合本所事務所建設に係る要望書。

説明者、森副町長、長谷部農林水産課長、佐竹林業室長。

審査の結果、採択、全員一致でございます。

委員の意見ということですが、委員会一致の意見ということでございます。要望書にある一時緊急避難場所、集会所機能を持たすため、住民の共用スペースを確保すること。林業の担い手確保を進めるため、自伐林業者育成のために主体的な役割と積極的な事業展開の計画書の提出をすること。設計を見直し住民の利便性を確保すること。

執行部の意見として、補助金については林業振興事業補助金交付要綱で実施をしたい。この産業振興補助金は、要綱上は75%、4分の3以内ですが、過去の町内の農林業団体の助成した事例などを含め検討し、建設費の2分の1以内の行政支援を考えている。

反対意見はありませんでした。

陳情第28－20号。件名、四万十川流域産材の販路拡大及び地産外商への取り組みについて。

説明者、森副町長、長谷部農林水産課長、佐竹林業室長でございます。

審査の結果、採択、全員一致でございます。

これも委員会一致の意見ということで、議会より地方創生特別委員会からも提案した経

過があり、農林漁業の販路拡大に向けた地産外商課の設置を強く求めると。

執行部の意見としまして、来春以降、韓国内の施工業者の情報や紹介をいただける見込みであり、その際に現地視察や需給について協議され则认为している。県においては、韓国への販路活動に対する経費などへの支援を検討しており、本町としてもできる限りの協力をしたい。関東圏を見つめた木材供給については、TOSAZAI展やもくもくランドなど、県関係機関のイベントなど参加を含め、事業者、木材センターと一体となって取り組むための支援策を構築したいとしていきたい。

反対意見はありません。

以上です。

○議長（橋本保君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 一点だけ。陳情第28－19号、森林組合からの要望の中で今、委員長から委員の意見、執行部の意見等々説明がありました。この執行部の意見として、建設費の2分の1以内の行政支援を考えているということです。それと、委員の意見としても、最後に書いてあるように設計を見直して住民の利便性を確保することとか、避難場所でも使えるようなという、住民の共有スペースを確保することも大事だということですよね。

基本的にこういった森林組合の事務所以外のこと、部分も併用してつくるとなると、予算額は当然、建設費が上がると思うんですけども、ここに書かれていない建設費についての、例えば大まかなこれぐらいの広さだからこのぐらいの坪単価で総額このぐらいとなるという議論とかは、あったか、ないかだけ。その点だけをお伺いします。

○議長（橋本保君） 産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） お答えします。

木造平屋建て、279.34㎡、84.5坪でございます。事業費坪何ぼという協議はしておりませんが、8,420万円の2分の1以内ということを聞いております。

金額については協議しておりませんので、訂正させていただきます。

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 二点あります。まずは、たしか私の記憶によれば、この陳情案件は一回出てきて、たしか取下げになったような記憶がございます。それで、何かその背景

にある事情の変化等ありましたら教えていただきたい。

それから、二点目です。二番目のやつなんですけど、委員の意見の中、後のやつですね。木材センターを活用した材木の韓国との販路の拡大の話なんですけど、お伺いしたい。執行部の意見の内容なんですけど、それを踏まえての、参考意見を踏まえての委員会の判断ですので、委員長にお伺いしたい。まず、韓国への販路活動に関しては施工業者を紹介ということは、家建材としての販路拡大であるのか。そして、その下、関東圏を見据えた木材供給。この木材というのはどういう状態での木材の供給であるのか。つまり製材品であるのか丸太であるのか、そして家の建材なのかどうかという、その辺のことをもう少し詳しく説明を受けたいと思います。

○議長（橋本保君） 委員長、経過ですので、話したことがあるかないかだけを答えていただいたらいいです。

産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） お答えします。

まず一点、最初の分ですが、災害時一時緊急避難場所と使用が想定されているのは8常会120世帯と思われます。また、集会所として使用が想定される常会が6常会98世帯があったため、採択としたわけです。

そして、二枚目ですが、この件については協議しておりませんので、答えは差し控えたと思います。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） つまり、販路の拡大に関して、韓国へは、だから建材として家用の材として販路の拡大を目指しているのかという部分は協議していない。もう一つ、関東圏への木材供給、これも木材をどのような姿で供給するかも協議していないということが分かりました。

それなら、あと一点質問があります。委員の意見の中に、森林組合の事務所の陳情に関する委員の意見、自伐林業者育成のために主体的な役割と積極的な事業展開の計画書を提出することというどなたかの意見、委員の意見があったと。そこで私は確認したいことがございます。自伐林業者育成は町の仕事ですか。森林組合の仕事ですか。そこを明確に、認識を伝えていただきたい。

○議長（橋本保君） 産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） 町から森林組合委託という事業でございます。

○議長（橋本保君） ほかにありませんか。

2 番林健三君。

○2 番（林健三君） 一点だけお聞きしたいと思います。陳情28－19号についてですけど、この件について以前に四万十町としては1億円貸し付けしているわけですよね。今年から多分、返還になるがやないかなと思っておりますが、その金額について、貸しちゅうけん、ちょっとというような話は、委員の中からはなかったか、あったか、それだけ。

○議長（橋本保君） 産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） 委員の中からはございませんでした。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第28－19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第28－19号四万十町森林組合本所事務所建設に係る要望書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は採択です。

陳情第28－19号四万十町森林組合本所事務所建設に係る要望書について、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君。したがって、陳情第28－19号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第28－20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第28－20号四万十川流域産材の販路拡大及び地産外商への取り組みについ

てを採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は採択です。

陳情第28－20号四万十川流域産材の販路拡大及び地産外商への取り組みについて、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、陳情第28－20号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第25、発委第6号保育予算を大幅増額し安心できる保育の実現を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6番教育民生常任委員長下元真之君。

○教育民生常任委員長（下元真之君） これは昨日採択をいただきました陳情の意見書提出でございます。

発委第6号。平成28年12月16日。

四万十町議会議長橋本保様。提出者、教育民生常任委員長下元真之。

保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

意見書でございます。保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書。子ども子育て支援新制度は、全ての子ども、子育て家庭を対象に、安心できる保育の質、量の拡充を目的としている。そのためには、保育施設等の整備及び運営の基準を改善すること、保育士の処遇改善と配置基準の改善による増員、保護者負担の軽減などを進める必要がある。国会並びに政府におかれましては、子どもの安全の確保と保育の質、量の拡充のため、保育予算の大幅増額と安定した財源の確保を要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年12月16日、高知県高岡郡四万十町議会でございます。提出先は以下のとおりでございます。

○議長（橋本保君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第6号保育予算を大幅増額し安心できる保育の実現を求める意見書を採決します。

発委第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第6号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第26、発委第7号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

17番議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） 発委第7号。四万十町議会議長橋本保様。平成28年

12月16日。提出者、議会運営委員長酒井祥成。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提案理由につきましては、現在、地方議会の重要性が論じられる中、全国の町村議会と同様に、四万十町においても議会議員のなり手不足が深刻化しております。昨年行われました統一地方選挙においては、全国町村のうちおよそ4割に当たる町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。こうした状況においては、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々は加入していた厚生年金も議員の在職期間を通算されず、老後に向けての年金も低くなってしまいます。住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりが必要でございます。よって、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにする事で、議員を志す新たな人材確保を図るため、国に対し地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう、意見書を提出します。

なお、案文につきましてはお手元に配付のとおりであります。

以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出いたします。

平成28年12月16日、高知県高岡郡四万十町議会。提出先は以下、お手元に配付のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） これは議会事務局から、だから議長会から送られてきた資料に基づいているらしいので、全国議長会、それについて自分で手元の資料をもって確かめてみました。制度を理解しないことには自分の意思決定ができませんので。議員の年金、若い方が議会に来られないと、中断されると。そうしたら、加入年齢が60歳以上の方も加入できるわけですか。70歳未満と書いております。そうすると、若い方対象限定ではないということになりますよね。

それと、兼業がこの議会、許されております。皆さん既に何らかの年金には加入されている。多分、国民年金加入者ではあるかと思いますが、自営の方は。私自身もそうですが、やはり70歳まで加入できること、これが事実。そしてもう一つ、兼業がここは、この議会は可能であるということ。既に何らかの年金は持っていらっしゃる。もちろん二つには入れませんからね。こっちにシフトするということにはなりません。この事実を踏まえて、やはりこれが本当に必要なことかどうか、若い人のためだけのものであるかどうかを判断すべきであると、私は個人的には思います。その意味でちょっと確認させていただきました。

○議長（橋本保君） 議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） 70歳未満の方は加入できるようになっております、この資料によりますと。具体的な内容については、あまり検討はしておりませんが、ご承知のとおり、議会議員の年金がたしか平成23年6月になりました。そういう中で今回、県議会あるいは市議会、そして町村議会、全国町村議会等と一緒に取り組もうということで、この意見書が出てきたわけで、議会運営委員会といたしましては、これは何ら意見がなく提出しようということになりました。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発委第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第7号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を採決します。

発委第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原真衣君。したがって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第7号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第27、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第28、閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

教育民生常任委員長及び産業建設常任委員長から、常任委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所掌事務の調査事項について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

教育民生常任委員長及び産業建設常任委員長から閉会中の継続審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所掌事務の調査事項について申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員長及び産業建設常任委員長から閉会中の継続審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所掌事務の調査事項について申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ただいまから暫時休憩します。

午後 3 時08分 休憩

午後 3 時15分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第 4 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 3 時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員